

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成22年5月31日 |
| 【事業年度】 | 第10期（自平成21年3月1日至平成22年2月28日） |
| 【会社名】 | 株式会社パイブドビット |
| 【英訳名】 | PIPED BITS Co.,Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長CEO 佐谷 宣昭 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区元赤坂一丁目1番7号 |
| 【電話番号】 | (03)5771-6931 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役CFO 大屋 重幸 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区元赤坂一丁目1番7号 |
| 【電話番号】 | (03)5771-6931 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役CFO 大屋 重幸 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

| 回次 決算年月 | 第6期 平成18年2月 | 第7期 平成19年2月 | 第8期 平成20年2月 | 第9期 平成21年2月 | 第10期 平成22年2月 |
|------------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|
| 売上高 (千円) | 507,299 | 702,103 | 854,772 | 1,034,899 | 1,140,736 |
| 経常利益 (千円) | 164,425 | 208,001 | 252,072 | 252,121 | 247,265 |
| 当期純利益 (千円) | 97,243 | 124,771 | 147,025 | 146,047 | 146,708 |
| 持分法を適用した場合の 投資利益 (千円) | - | - | - | - | - |
| 資本金 (千円) | 90,191 | 186,791 | 186,791 | 186,791 | 186,831 |
| 発行済株式総数 (株) | 7,682 | 16,364 | 16,364 | 16,364 | 16,370 |
| 純資産額 (千円) | 276,194 | 594,166 | 746,238 | 897,500 | 1,045,748 |
| 総資産額 (千円) | 375,263 | 732,032 | 881,709 | 1,059,595 | 1,212,332 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 35,953.50 | 36,309.36 | 45,294.06 | 54,219.00 | 63,166.10 |
| 1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額) (円) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) |
| 1株当たり当期純利益金額 (円) | 12,926.14 | 8,019.25 | 8,984.70 | 8,924.93 | 8,963.67 |
| 潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円) | - | 7,913.97 | 8,911.19 | 8,880.97 | 8,930.93 |
| 自己資本比率 (%) | 73.6 | 81.2 | 84.1 | 83.7 | 85.3 |
| 自己資本利益率 (%) | 42.8 | 28.7 | 22.0 | 17.9 | 15.3 |
| 株価収益率 (倍) | - | 53.2 | 17.0 | 10.3 | 9.4 |
| 配当性向 (%) | - | - | - | - | - |
| 営業活動による キャッシュ・フロー (千円) | 68,615 | 141,906 | 151,268 | 168,299 | 148,960 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー (千円) | 48,662 | 61,642 | 23,302 | 27,272 | 70,462 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー (千円) | 382 | 186,236 | - | - | 81 |
| 現金及び現金同等物の 期末残高 (千円) | 159,104 | 548,889 | 676,855 | 817,881 | 896,460 |
| 従業員数 (人) | 56 | 62 | 84 | 116 | 133 |
| (外、平均臨時雇用者数) | (8) | (11) | (8) | (5) | (1) |

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 当社は関連会社はありませんので、持分法を適用した場合の投資利益については記載しておりません。
3. 当社は配当を行っておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向については記載しておりません。
4. 第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場・非登録であったため期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
5. 第6期の株価収益率については、当社株式は非上場・非登録であったため記載しておりません。

6. 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数（パート及び嘱託社員）は、年間平均雇用人員を（外書き）で記載しております。
7. 平成18年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。なお、1株当たり当期純利益金額につきましては、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。
8. 第7期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

2【沿革】

| 年月 | 事項 |
|----------|--|
| 平成12年4月 | 株式会社カレン（東京都世田谷区）からの出資を受け、電子メールを中心としたマーケティング支援ソフトウェアの開発を目的として、東京都世田谷区に株式会社サハラ設立 |
| 平成12年10月 | メールマーケティング支援プラットフォーム「スパイラル・メッセージングスペース(R)」開発 |
| 平成12年12月 | MBO（注1）により独立し、本社を東京都渋谷区神南一丁目12番15号に移転 |
| 平成13年1月 | 商号を株式会社パイブドビッツに変更 |
| 平成13年2月 | ASP（注2）サービス「スパイラル・メッセージングスペース(R)」の提供開始 |
| 平成13年4月 | 「スパイラル・メッセージングスペース(R)」に販売代理店制度を導入 |
| 平成13年7月 | JIPDEC（財団法人日本情報処理開発協会）よりプライバシーマークの認証を取得（注3） |
| 平成13年12月 | 「スパイラル・メッセージングスペース(R)」にSLA（品質保証制度）を導入 |
| 平成15年2月 | 業容拡大に伴い、本社を東京都渋谷区神南一丁目9番7号に移転 |
| 平成16年4月 | 業容拡大に伴い、本社を東京都港区元赤坂一丁目1番7号に移転 |
| 平成17年3月 | JIPDEC（財団法人日本情報処理開発協会）よりISMS認証基準(Ver.2.0)（注4）の認証を取得 BSI（英国規格協会）よりBS7799:PART2:2002（注5）認証を取得 |
| 平成17年9月 | 大阪市中央区に大阪支店を開設 |
| 平成17年12月 | BSI（英国規格協会）よりISO9001:2000（注6）、BS15000-1:2002（注7）の認証を取得 |
| 平成18年12月 | 東京証券取引所マザーズに株式を上場 |
| 平成19年1月 | BSI（英国規格協会）よりISO/IEC 27001:2005、JIS Q 27001:2006、及びISO/IEC 20000-1:2005の認証を取得 |
| 平成19年4月 | 業容拡大に伴い、本社事務所拡張 |
| 平成19年5月 | BSI（英国規格協会）よりJIS Q 20000-1:2007の認証を取得（注8） |
| 平成20年5月 | 「スパイラル・メッセージングスペース(R)」がFMCC（財団法人マルチメディア振興センター）よりASP・SaaS安全・信頼性に係る情報開示認定制度（注9）の認定を取得 |
| 平成21年4月 | サービス名称を「スパイラル・メッセージングスペース(R)」から「スパイラル(R)」に変更（注10） 業容拡大に伴い、本社事務所拡張 |
| 平成22年1月 | 株式会社ハイデザインズから、一部事業であるCMS・EC事業を譲り受け |
| 平成22年2月 | メンタルヘルスコンサルティングの専門企業である株式会社ピースマインドと業務提携 |

- (注) 1. MBOとは「Management Buyout」の略語で、企業の経営者・従業員が自社の株式や事業部門を買収する、企業買収の一手法をいいます。
2. ASPとは、Application Service Provider（アプリケーション・サービス・プロバイダ）の略で、インターネット経由でアプリケーション・ソフトウェアの利用環境を提供する事業者をいいます。
3. プライバシーマーク制度とは、JIPDEC（財団法人日本情報処理開発協会）が、経済産業省の個人情報保護ガイドラインに準拠して個人情報の取扱いを適切に行っている民間事業者に対して、プライバシーマークの使用を認める制度です。
4. ISMS認証基準(Ver.2.0)とは、JIPDEC（財団法人日本情報処理開発協会）が、組織の情報セキュリティ・マネジメントシステムが国際標準規格「ISO/IEC17799」に準拠していることを認定する国内の認証基準です。平成19年1月にISMS認証基準(Ver.2.0)からJIS Q 27001:2006へ移行しております。
5. BS 7799:PART2:2002とは、情報セキュリティ・マネジメント・システムの英国規格です。平成19年1月にBS 7799:PART2:2002から国際規格であるISO/IEC 27001:2005へ移行しております。
6. ISO9001:2000とは、ISOが制定した商品・サービスの品質に関する一連の国際規格です。平成21年12月にISO9001:2000からISO9001:2008へ移行しております。
7. BS 15000-1:2002とは、顧客ニーズに適合したITサービスを実現し、その品質の継続的な改善を実現するための、ITサービス・マネジメントの英国規格です。平成19年1月にBS 15000-1:2002から国際規格であるISO/IEC 20000-1:2005へ移行しております。
8. JIS Q 20000-1:2007とは、ISO/IEC 20000-1:2005の国内規格です。
9. ASP・SaaS安全・信頼性に係る情報開示認定制度とは、利用者がASP・SaaSを安心して利用でき、拡大するASP・SaaS市場に対して、健全な市場形成を図ることを目的として制定されており、総務省が公表した「ASP・SaaSの安全・信頼性に係る情報開示指針」（平成19年11月27日）に基づくものです。
10. 本書における以降の記載につきましては、サービス名称を「スパイラル(R)」と表記しております。

3【事業の内容】

当社は、「明日の豊かな情報生活に貢献する」という経営理念の下、設立以来一貫して、ソフトウェアの企画、開発、販売、運営、サポートを通じて社会の情報生活の質の向上に貢献して参りました。

当社は、情報資産を管理・運用するためのアプリケーションをASP・SaaS（クラウド）方式で提供する「データベース・プラットフォーム事業」（従来の「アプリケーション・サービス事業」より名称変更）を行なっております。

クライアントは、当社のサービスを利用することにより、顧客リスト等の重要な情報資産を管理すると共に、Webサイトや電子メール等による情報配信を通じて情報資産を活用することができます。

（データベース・プラットフォーム事業について）

近年、記憶媒体の技術革新が進み、情報検索や電子商取引など、オンラインサービス上の様々なシーンで大量の情報が記録されております。これらの記録は統計手法などにより整理され、従前から管理してきた顧客情報等の情報とあわせて、事業者にとって、経営資源を構成する重要な「情報資産」として認識されております。また、平成17年4月の個人情報の保護に関する法律の完全施行を機に、個人情報を中心とした「情報資産管理」という経営上の課題が発生しております。当社は、これら情報資産の安全な管理と価値の最大化が引き続き事業者の重要な課題であり続けるものと認識しております。

このような中、当社は「情報資産の銀行」というビジョンを掲げ、クライアントの保有する情報資産を安全に管理・保管するにとどまらず、積極的な運用を支援することで、さらなる価値向上を図り、マーケティング活動等に有効活用できるプラットフォーム「スパイラル(R)」をASP・SaaS（クラウド）方式にて提供しております。

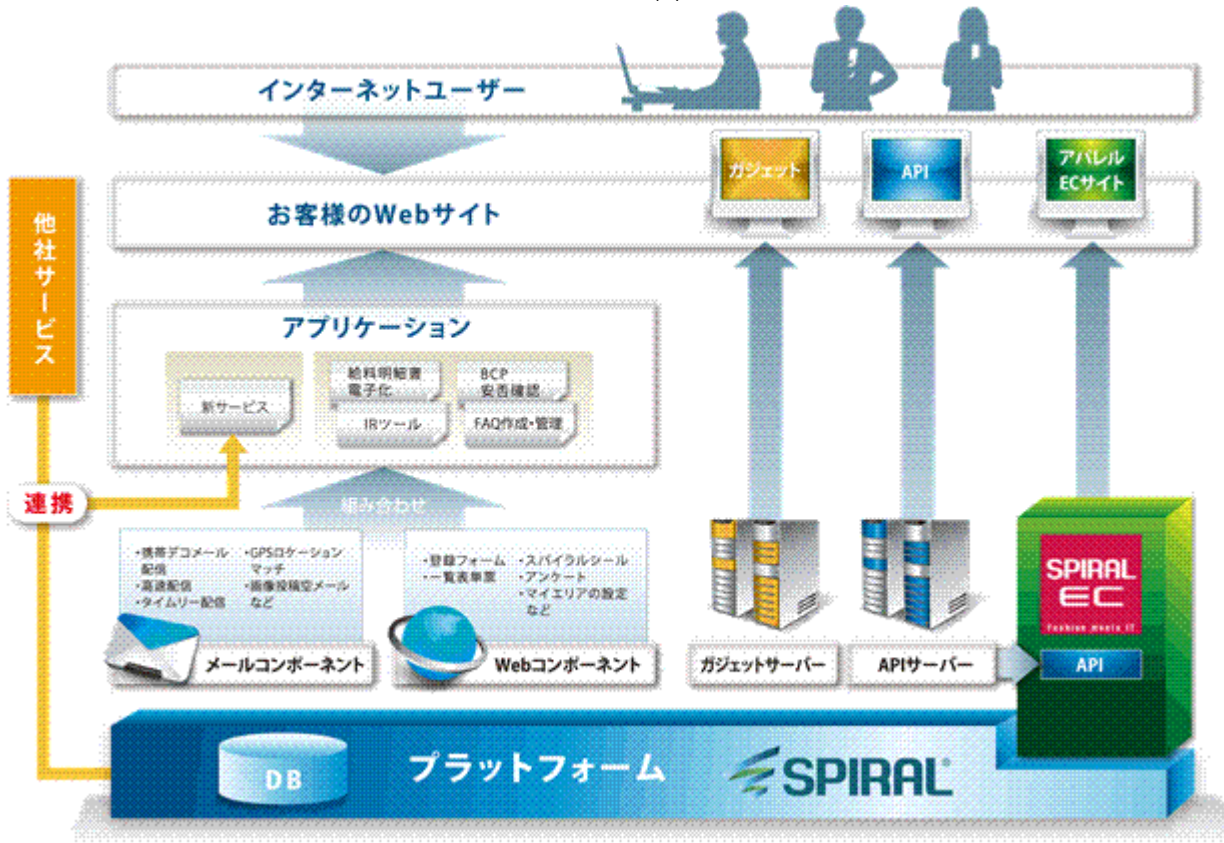
「スパイラル(R)」は、ホームページ上のメールマガジン・アンケート・資料請求等の各種登録フォームの自動作成や、データベースで管理された情報のWebサイト表示が可能であり、収集した顧客情報をデータベースで管理・分析し、電子メールの自動配信等で顧客毎の嗜好に合せたアプローチを行えるほか、給与明細書電子化等の従業員情報管理にも活用することができます。管理された顧客情報などの情報資産は集計してグラフで表示したり、条件に応じて抽出をかけたり、一括で編集をすることができます。アプローチを行う際は、一斉に電子メールを配信するだけでなく、あらかじめ設定された日時に抽出条件に合致した対象者に対して配信することができます。各種登録フォームは入力必須項目や締切期限などの制限をかけることができ、デザインや項目表示の位置など柔軟に加工することができます。

クライアントは、インターネットにアクセスできるコンピュータを用意するだけで、サーバーを構築する必要やソフトウェアをインストールする必要はありません。

当社は、これら上記の機能を実現するためのソフトウェアを開発しており、セキュリティ監査会社等による診断を受けながら、サービスを安全に運用管理するために必要なセキュリティ対策を施しております。ソフトウェアの開発からプラットフォームの運営、サービスの提供に至るまで、すべてのプロセスを原則として自社で行っております。これにより、クライアントの情報資産管理に関するセキュリティ、新機能等に関するニーズに速やかに対応できる体制を敷き、サービスの安全性と可用性を常に高めるよう努めております。

「スパイラル(R)」の概要は、図1のとおりです。

図1 「スパイラル(R)」の概要



(「スパイラル(R)」の仕様上の特徴)

(1) メールコンポーネント

PCにも携帯端末にも配信可能であり、対象者別に特定の日にメール配信できるタイムリー配信等、多様な機能で効果的なマーケティング活動が実現できます。

(2) Webコンポーネント

自由度の高い登録フォームで、専門知識無しでもWebページ作成が可能であり、目的に合った多種多様なフォームを自在に作成できます。

(3) ガジェット

「スパイラル(R)」のサービス上で動作するWebアクセサリーで、「スパイラル(R)」の操作画面から簡単に作成でき、ユーザーが自身のWebサイト等に貼り付けて利用できます。

(4) API

他サービスと「スパイラル(R)」のデータベースとの連携に対応しており、「認証API」により、全てのWebサイトの認証で利用可能です。

(5) スパイラルEC

プラットフォーム「スパイラル(R)」と連携可能なAPIや、Webサイト構築を効果的に実現するCMS機能を有する仕組みで、専門知識無しでもECサイトを構築することが可能となります。

(6) その他

担当者ごとのID機能、IPアドレス制限、クライアント認証で、セキュアな環境の提供ができます。

(「スパイラル(R)」を利用するメリット)

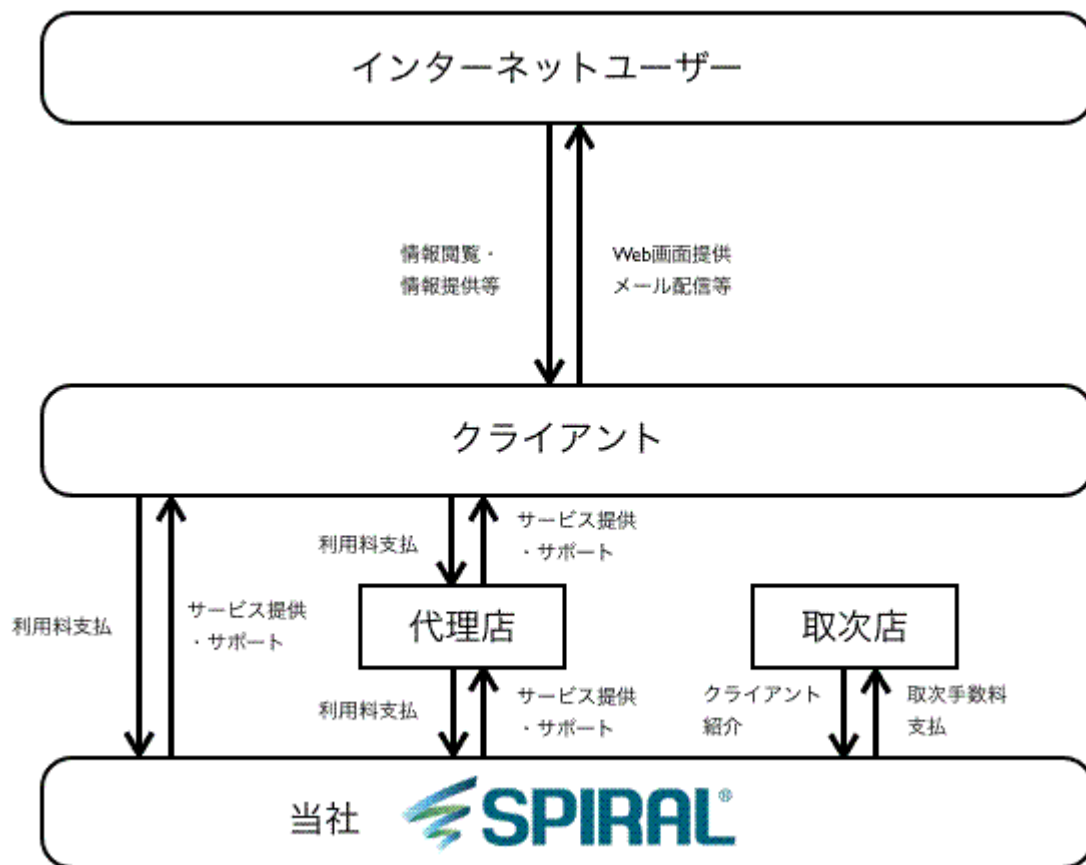
当サービスを利用することにより、クライアントは主に以下のメリットを得ることができます。

- (1) 情報管理に必要な物理的インフラ(サーバーやネットワーク回線)整備のコストと手間の削減。
- (2) サーバーの購入やソフトウェアのインストールが不要。
- (3) 保守・管理やメンテナンスが不要。
- (4) データベース等の技術的知識を有するエンジニアが不要。
- (5) 複数に分散している情報資産の一元管理による業務の効率化。
- (6) 有効活用されていない情報資産の再生利用。
- (7) クライアントのニーズにより、様々な利用形態に対応できる汎用性。
- (8) 個人情報を含む情報資産管理リスクのアウトソース。

(サービス系統図)

当社のサービス系統図は、図2のとおりです。

図2 サービス系統図



(収益構造)

当サービスによる当社の収入は、初期サービス設定料金と、サービスに係るソフトウェアの使用許諾及びサービスの保守・管理のための月次利用料金から構成されております。

初期サービス設定料金は、サービス導入時において、操作画面へのIDと認証パスワードの発行、情報資産を格納するデータベーステーブルの構築、担当者への操作説明を行うことへの対価として受領しております。

月次利用料金は、預かりデータベースが使用できるレコード件数に応じて変動する仕様となっており、レコード件数の規模が大きくなるにしたがって、段階的に利用料金が高くなるよう設定しております。

その他、臨時的に発生する収入として、サービス利用中のクライアントの操作等を支援する設定代行作業料金、クライアントの要求に応じてサービス内容をカスタマイズするカスタマイズ・プログラム構築料金等があります。設定代行作業料金は、例えば新規プロジェクトの立ち上げ時に法人クライアントに代わって操作を代行する場合等に発生します。カスタマイズ・プログラム構築料金は、基本機能では補えない部分をシステム構築する場合等に発生します。

当サービスは、初期サービス設定料金が100,000円、並びに月次利用料金はレコード件数5,000件で25,000円が標準の価格体系となっております。

なお最近までの、有効アカウント数(継続利用中の顧客数)の推移は以下の通りであります。

(単位：件)

| 回次 | 第6期 | 第7期 | 第8期 | 第9期 | 第10期 |
|----------|-----|-----|-------|-------|-------|
| 有効アカウント数 | 543 | 899 | 1,108 | 1,362 | 1,702 |

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1)提出会社の状況

平成22年2月28日現在

| 従業員数(人) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(円) |
|---------|---------|-----------|-----------|
| 133(1) | 28.0 | 2.5 | 4,285,536 |

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数(パート及び嘱託社員)は、年間平均雇用人員を(外書き)で記載しております。
2. 当期中において従業員数が17名増加しておりますが、増加の主な理由は事業拡大に伴う採用によるものであります。
3. 平均年間給与は、平成21年3月1日から平成22年2月28日までの全期間に在籍した者(107名)の同期間における平均年間給与であり、賞与及び基準外賃金を含め、ストックオプションによる株式報酬費用は除いております。

(2)労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当事業年度におけるわが国の経済状況は、一部輸出を中心に回復の兆しが見られたものの、世界的な金融危機が及ぼす影響は根強く、企業収益や雇用情勢の悪化、個人消費の低迷など、引き続き厳しい状況にあります。

インターネット関連市場においては、総務省の平成21年「通信利用動向調査」によると、インターネットの利用者は9,408万人に達し、モバイル端末での利用者数も8,010万人と増加しており、拡大基調が続いております。

また、総務省において、地方公共団体が業務システムを低廉かつ効率的に利用できる環境をASP・SaaS形式で提供する「自治体クラウド」計画が進行するなど、コスト、業務プロセスなどの削減効果が見込めるASP・SaaSの普及促進が期待されています。

このような状況の中、当社は、情報資産管理ASP・SaaS（クラウド）「スパイラル(R)」のアカウント数の増加に取り組んで参りました。

給与明細書の発行に係るコスト削減を実現する給与明細書電子化などの新サービスによる「スパイラル(R)」の利用シーンの拡大や、インターネットを利用した積極的な広告宣伝活動による問い合わせ件数の増加等が、新規顧客の獲得に寄与しました。また、お客様のご要望をもとに、積極的に「スパイラル(R)」の機能強化を進めて参りました。具体的には、ご要望をサービスに反映する「改善・不具合掲示板」、複数のデータベースをつなげ、効果的なマーケティング活動を実現する「リレーショナルデータベース」、データベースのレコードを一覧形式でウェブページに表示し、さらに個別のレコードを単票形式で表示することができる「DB連動型Web一覧表」、携帯電話のGPSサービスにより、利用者の今いる場所ごとに情報を送り分ける「GPSロケーションマッチ」等、機能の改善・追加や操作性の向上に努めるとともに、お客様が抱える課題に迅速かつ的確に対応する営業及びサポート体制を強化し、「スパイラル(R)」の使用継続につなげた結果、解約数が想定を下回りました。

これらの結果、有効アカウント数は順調に推移し、平成22年2月28日時点で前期末1,362件より340件増加し、1,702件となりました。

なお、平成22年1月に株式会社ハイデザインズより譲り受けたCMS・EC事業については、次期以降の事業拡大に向けた準備を進めております。

以上の結果、当社平成22年2月期の状況につきましては、売上高は1,140百万円（前期比10.2%増）、営業利益は246百万円（同1.8%減）、経常利益は247百万円（同1.9%減）、当期純利益は146百万円（同0.5%増）となりました。

(2)キャッシュ・フロー

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ78百万円増加し、896百万円となりました。各キャッシュ・フローとそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における営業活動の結果得られた資金は、148百万円（前期比11.5%減）となりました。これは、主に法人税等の支払額117百万円により減少したものの、税引前当期純利益249百万円を計上したことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における投資活動の結果支出した資金は、70百万円（前期比158.4%増）となりました。これは、主に有形固定資産の取得による支出28百万円、無形固定資産の取得による支出29百万円、CMS・EC事業の譲り受けに伴う事業譲受による支出13百万円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における財務活動の結果得られた資金は、ストック・オプションの行使によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1)生産実績

当社は、生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2)受注状況

当社は、受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3)販売実績

当事業年度の販売実績を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

| 事業部門別 | 当事業年度 (自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日) | 前期比(%) |
|-----------------------|--|--------|
| データベース・プラットフォーム事業(千円) | 1,140,736 | 110.2 |
| 合計(千円) | 1,140,736 | 110.2 |

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

インターネットを取り巻く事業環境は絶えず変化しており、予期せぬ要因により当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。このような環境において、当社は、以下の項目を今後の課題と位置付け、更なる事業拡大とともに、信用力の強化を図って参ります。

(1) 競合優位性の確保について

昨今、ソフトウェア業界では、従来のSI（システムインテグレーション）型やパッケージ型の提供モデルだけでなく、サービス型の提供モデルが注目されており、今後、新旧ソフトウェアベンダや新興企業が当社のサービスドメインに参入する流れが加速する可能性があります。当社では、今後も競合優位性を持続するために、次の取り組みを実施して参ります。

潜在市場の開拓によるサービスのシェア拡大

これまで当社は、首都圏及び関西圏における上場企業等を中心に新規獲得を行って参りました。しかしながら中小企業や地方企業も含めた潜在市場の大きさに対する当社サービスの知名度はまだ低く、普及度合いは十分ではありません。今後は、顧客層及び販売エリアの普及拡大に努めて参ります。

商品力の強化

インターネット業界においては常に技術革新が起こっており、機能優位性及び販売価格の競争力を維持することは容易ではありません。当社は、今後も顧客の声を広く収集すると共に、その要望と仕様を反映することで、既存サービスの機能改善・追加を継続的に実施し、商品力を強化して参ります。

技術部門の陣容の強化

当社のサービスは高度な安全性や処理能力などが常に求められますが、それらを実現するための高い技術力を継続して持ち続けることは容易ではありません。当社は、コア技術を独自開発することを基本方針として、技術部門の陣容を強化することにより、持続可能な高品質サービスの実現を図って参ります。

自立的運営体制の充実

当社のサービスでは、販売、サポート及び開発という事業のコア業務を外部に委託することなく、自立的運営体制を構築・維持し、継続的に強化することが競合優位性を確保する上で重要であると認識しています。当社は引き続き、ノウハウの蓄積と活用によってコア業務に対する自立的運営体制の充実強化を図って参ります。

マネジメント・システムを活用した組織力の強化

当社は、個人情報保護、情報セキュリティ、品質管理のマネジメント・システムを構築しており、これらが当社の競合優位性の確保に貢献しているものと認識しております。当社は、これらのマネジメント・システムに関して第三者機関による認証（注）を取得しております。これからも継続的にマネジメント・システムを改善し、有効活用することによって、販売、サポート及び開発の各部門を有機的に連携させ、組織力をより一層強化して参ります。

(2) 人材の確保・育成について

当社は、競合優位性を確保、維持しながら持続的に成長するために、優秀な人材を数多く確保し、育成することが重要であると認識しております。したがって当社は、知名度向上策の実施、採用活動、教育、研修の強化を通して、人材の確保、育成に努めて参ります。

(3) 内部管理体制の強化について

当社は、持続的な成長を維持し、企業としての社会的信用を増大していくことが重要であると考えております。そのために、事業規模の拡大に見合った内部管理体制の強化に努めて参ります。

注意事項

（注）第三者機関による認証

当社は、個人情報保護について「プライバシーマーク」（平成13年7月取得、以後継続取得）、情報セキュリティについて「ISO/IEC 27001:2005」及び「JIS Q 27001:2006」（平成17年3月にBS7799：PART2:2002及びISMS Certification Criteria(Ver.2.0)を取得、平成19年1月に現認証規格へ移行）、品質管理について「ISO9001:2008」及び「ISO/IEC20000-1:2005」並びに「JIS Q 20000-1:2007」（平成17年12月にISO9001:2000及びBS15000-1:2002を取得、平成19年1月にBS15000-1:2002からISO/IEC 20000-1:2005へ移行、平成21年12月にISO9001:2000からISO9001:2008へ移行）の認証を取得しております。また、総務省の推進する「ASP・SaaS安全・信頼性に係る情報開示認定制度」（平成20年5月取得）の認定を取得しております。

4【事業等のリスク】

当社の事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を以下に記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社の株式に関する投資判断は、本項及び本報告書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、別段の記載がない限り、当事業年度末現在において当社が独自に判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

また、以下の記載は、当社株式への投資に関連するリスクをすべて網羅するものではありませんので、ご留意ください。

(1)事業環境悪化リスク

特定サービスへの依存によるリスク

当社は、「スパイラル(R)」(以下、「当サービス」という。)の提供を主な事業内容としており、当事業年度における売上高のほぼすべてが当サービス及び附帯サービスによるものであります。

当サービスは、顧客情報、株主情報、商品・サービス情報、給与情報等個人情報を含むクライアントが保有する重要な情報資産を安全に登録、保管することができるプラットフォームをASP・SaaS(クラウド)方式で提供するサービスです。

また、これらの情報資産を利用した電子メールの配信やアンケートの実施の他、WEB上に設置した登録フォームから情報を取得し蓄積するなど、単に情報資産を預かるだけでなく、クライアントの情報活用ニーズに応える付加価値のあるサービスとして提供しております。

当社は、当サービスが法人または個人事業者等に広く普及し、より多く活用されることが、事業規模拡大の基本的な前提条件であると考えております。

しかしながら、当社が予測しない技術革新、社会情勢の変化、経営判断の誤謬等によって、当サービスが利用されない、または当サービスが思うように普及しない場合には、特定サービスへ依存している当社は、業績に影響を受ける可能性があります。

技術革新によるリスク

インターネットにおいては絶え間なく技術革新が起こっており、当サービス分野でも新しい技術を利用したシステムが登場し続けています。これら新しいシステムは、従来は不可能であった機能や、より高度な機能を実装したサービスとして提供することが可能です。

当社では、常に最新の技術動向へ目を向け、新機能の開発や新サービスの提供に新しい技術等を積極的に導入することにより、当サービスの技術的優位性を維持する努力をしております。

しかしながら、インターネットの技術革新に追随しながら新機能や新サービスを提供し続けるためには、それを可能にする従業員の確保や育成など、開発体制の強化と維持を欠かすことができず、何らかの要因により当社がそれに耐えうる開発体制の強化と維持が困難になる場合は、技術的優位性を発揮できなくなり、当社事業及び業績に影響を与える可能性があります。

競合との競争激化によるリスク

当サービスの技術的な側面からみた参入障壁は、著しく高いものとは言えず、したがって、資金力、ブランド力を有する大手企業をはじめとする競合他社が参入し、類似サービスを提供する事業者の増加が予想されます。

この場合、価格競争など市場競争が一層激化することが予想され、当社は、当サービス価格の引き下げを強いられる、または市場シェアが低下するなどによって、事業基盤や業績に悪影響を与える可能性があります。

または、全く新しい発想や技術を活用した競合サービスが登場し、かつそれが市場に支持されることにより、当サービスの相対的な優位性が低下した場合、当社の事業及び業績に悪影響を与える可能性があります。

法令等改定によるリスク

当社は、事業上の特性及び必要性から、電気通信事業者の届出をしております(届出番号A-13-4621)、「電気通信事業法」の適用を受けております。また、当社を直接規制する、または当サービスを提供する上で深く関与する法律の一例として、以下のような法律があります。

「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」

「特定商取引に関する法律」

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」

「個人情報の保護に関する法律」

当社は、以上の法律を遵守するために必要な社内体制の整備、当サービスの利用規約の整備等を行っておりますが、法律改正等により、当社の整備状況に不足が生じ、または当社が受ける規制や責任の範囲が拡大した場合、その後の当社事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(2)業績悪化リスク

SLA（サービスレベルアグリーメント）賠償適用によるリスク

当社は、当サービスの月間の稼働時間（操作画面、登録機能及び配信機能のいずれかの機能が停止せずに稼働した時間）及び一定時間あたりの電子メールの配信速度等の技術的なサービス提供能力について、クライアントに対して一定の保証水準を設けており、「スパイラルサービス品質保証制度（SLA）」に定め、あらかじめこれを提示しております。

当社は、SLAに定める保証水準を達成できなかった場合には、SLAの賠償条項に基づき、月次利用料金の範囲内で利用料金を減額しなければならず、かかる減額が多額になった場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

知的財産権の侵害によるリスク

当社は、提供しているサービスの名称について商標登録をしております。一方、自社開発のシステムや当社ビジネスモデルのうち、特許権や実用新案権などの対象となる可能性のあるものについては、技術情報の流出の恐れがある等の理由から特許権等の申請をしておりません。過去もしくは現時点におきましては、当社が第三者の知的財産権を侵害したことによる損害賠償等の訴訟が発生している事実はありませんが、今後、当社の事業分野で当社の認識していない特許等が成立した場合又は競業他社が特許等を取得した場合、その内容によっては競争の激化又は当社への損害賠償やロイヤリティの支払要求、差止請求等が発生し、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

システム障害によるリスク

当社は、当サービスをASP・SaaS（クラウド）で提供しているため、当サービスの提供だけでなく、システムの保守・運営・管理についても、インターネットの通信ネットワークに大きく依存しております。

したがって、以下のようなシステム障害が発生した場合、当サービスの提供が一時的に停止する可能性があり、業績に影響を与える可能性があります。

- ()自然災害や事故等によって、インターネットの通信ネットワークが切断された場合。
- ()当サービスを提供しているサーバーへの急激なアクセスの増加や電力供給の停止等予測不可能な要因によって、サーバーまたは周辺機器がダウンした場合。
- ()外部からの不正な手段によるサーバーへのアクセス等によって、コンピュータウイルスに感染するなどサーバーまたは周辺機器が正常に機能しない場合。
- ()その他当社の予測不可能な要因または通常の予測範囲を超えるシステムトラブルによって、システムが正常に機能しない場合。

災害等によるリスク

当社は、当サービスの安定的な提供を維持するため、当サービス提供に必要なサーバー等の保管を外部のデータセンターに委託しております。

当社は、外部のデータセンターを、地震、落雷、火災等の災害に対して十分な耐性を有すると判断される施設に限定し、慎重に検討した上で選定しております。

しかしながら、当社の選定したデータセンターは、現状、首都圏に集約されており、当社の想定を超える自然災害等の発生により、データセンターが壊滅する、またはサーバー等に保存する情報が消失するなど、当サービスの提供維持が困難な事態が生じた場合は、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(3)投資失敗リスク

新規顧客獲得に係る投資によるリスク

当社は、主に取引先候補を訪問して当サービスを案内、提案する直接販売方法を採用しております。

現在、当サービスを利用するクライアントの対象地域は、当社の本社がある首都圏及び大阪支店のある関西地区が中心となっております。

当社は、引続き首都圏及び関西地区のクライアントを対象として顧客数の拡大をはかってゆきますが、それ以外の地域にも販売拠点等を展開することにより、顧客基盤を増強してゆく必要があると認識しております。

しかしながら、販売拠点等の展開には、人員の確保、育成や施設の整備など運転資金及び設備投資が必要であり、選定場所や設置時期の誤謬、または販売拠点における営業成績が思うように進捗しない等の要因により、計画どおりに事業が進まなかった場合、投下資金を回収できなくなり、当社の業績に影響を与える可能性があります。

研究開発に係る投資によるリスク

当社では、新機能の開発及び新サービスの提供を目的として、積極的に研究開発活動を実施しております。

しかしながら、予測不能な外部環境の変化により、開発した新機能や新サービスが期待どおりの成果をあげられない可能性があり、この場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

M&Aや業務提携に係る投資によるリスク

当社は、今後の事業成長や業容拡大にとって有効な手段であると判断した場合には、M&Aや業務提携を積極的に推進してゆくつもりです。

M&Aや業務提携の実施に際しては、十分な情報収集と検討を実施しますが、当社の予期し得ない経済情勢、環境変化等により、当初意図した成果が得られない場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(4)信用不安リスク

プログラム不良によるリスク

開発したプログラムの不具合を原因として、システムに動作不良等が発生し、当社の提供するサービスが中断または停止する可能性があります。

当社では、システムの開発にあたり、綿密な開発計画の策定からテストの実施まで十分な管理を行っており、可能な限りこのような事態の発生を未然に防ぐための開発体制の構築に努めております。

さらに当社は、このような事態が発生した場合でも、SLAによる一定の保証水準を設けており、クライアントが安心して当サービスを利用できる措置を講じております。

しかしながら、このような事態が頻繁に発生した場合には、当サービスに対する信頼性が失われ、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

法令等違反によるリスク

当社は、継続的に事業活動をしてゆくためには、コンプライアンス体制の構築と維持が不可欠であると認識しております。

当社内において、役職員のコンプライアンスに対する意識を向上させるため、内部統制システムの整備及び運用、教育や業務プロセスをチェックし改善につなげるマネジメントシステムの採用など、より実効的な内部管理体制を構築、維持する活動を積極的に推進しております。

しかしながら、役職員の故意または過失による法令等違反が発生し、それが当社の管理体制の不備に基づく場合には、当社はその責を免れることはできず、当社の信用失墜等により、事業及び業績に影響を与える可能性があります。

クライアントのサービス利用上の紛争によるリスク

当社は、クライアントが当サービスを利用して作成する電子メール等の表示に、法令の定めに違反する表示または第三者の権利を侵害する表示等をしてはならない旨を当サービスの利用規約に定めており、これに違反する事実を発見した場合、当該電子メールの配信停止等の措置をとります。

しかしながら、クライアントが電子メール等に当該利用規約に違反する表示を行った場合、当サービスの社会的信用が低下する可能性がある他、クライアントと第三者との紛争に当社が巻き込まれ、当社の業績に影響を与える可能性があります。

個人情報保護管理の不備によるリスク

当サービス内に格納されたクライアントが保有する個人情報等のデータについては、その閲覧、編集、削除等の一切の管理をクライアントが自ら行うものとし、当社は、これらの情報資産を安全にかつ効率的に管理するためのプラットフォームをクライアントに提供するのみで、当社が自らクライアントのデータの閲覧、編集、削除等の管理を行うことはありません。

しかしながら、当社は、あらかじめクライアントの同意を得て、その依頼に基づき、一時的にクライアント保有の個人情報等を預かり、編集等を行うことがあります。

また、当社は、クライアントの担当者情報を自ら保有し、人材採用時には、応募者の個人情報を取得することがあるため、個人情報取扱事業者に該当し、個人情報の保護に関する法律の適用を受けます。

当社は個人情報の取扱いに関する重要性、危険性を十分に認識し、個人情報の適切な管理を実現するために、個人情報保護規程を整備しております。

さらに、当社のホームページに個人情報保護方針を公開し、これら規程及び方針に準拠した行動指針やガイドラインを制定するとともに、役職員への教育、研修を通じて、個人情報を適正に管理する体制の構築に注力しております。

なお、当社は、平成13年7月にプライバシーマーク制度（企業の個人情報保護体制がJISQ15001に準拠しているか否かを財団法人日本情報処理開発協会（JIPDEC）が認証する制度）の認証を受けております。

しかしながら、個人情報の収集や管理の過程等において、不測の事態により個人情報の漏洩等が発生した場合、当社への多額の損害賠償請求やプライバシーマークの認証取消処分または罰金等が課されるなど、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

情報セキュリティ対策の不備によるリスク

当社は、当サービスを提供することで、クライアントが保有する多くの情報資産を安全かつ効率的に管理することができるプラットフォームを提供しております。

また当社も事業運営に必要なさまざまな情報資産を保有しており、情報資産を安全に管理することは、重要な経営課題として認識し、適切なセキュリティ対策を講じるよう努めております。

当社では、情報セキュリティマネジメントシステムを整備しており、当社ホームページに情報セキュリティ基本方針を公開し、当該方針に準拠した行動指針やガイドラインを制定すると共に、教育、研修を通じて、適切な情報セキュリティの実現をはかっております。

なお、当社は情報セキュリティマネジメントシステムに関する国際規格であるISO/IEC27001:2005/JISQ27001:2006（平成17年3月に取得したBS7799-2及びISMS認証基準Ver.2.0より平成19年1月に移行取得）の認証を受けております。

しかしながら、当社の予測を超える当サービスのシステムへの不正アクセス、盗難、紛失等により、または情報セキュリティ対策の不備により、情報資産の漏洩、紛失、改竄等があった場合、当社への多額の損害賠償請求や認証資格の取消処分または罰金等が課される可能性があり、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

財務報告の修正又は開示の遅延によるリスク

当社は、法令及び証券取引所の規則に基づき、有価証券報告書や決算短信等の財務報告を行っております。

当社は、現在のところ、当該財務報告の適正性を確保するために十分な内部管理体制を整備しているものと考えております。

しかしながら、今後の事業拡大や各種法令等の変化等に対して、適切かつ十分な内部管理体制の整備拡充を行うことができなかった場合、財務報告の修正または遅延が生じ、当社の信用及び株価、業績ならびに事業に影響を与える可能性があります。

(5) 株価形成リスク

配当政策によるリスク

当社は、株主への利益還元を経営上の最重要課題の一つと位置付けておりますが、単一のサービスに大きく依存した収益基盤であり、また、売上及び利益の規模も小さい現状におきましては、優秀な人材の確保・育成、新機能・新サービスのための研究開発投資、認知度の向上及び営業強化のための広告宣伝や販売促進の拡大、その他今後の成長に必要な投資を継続すべきであり、さらに今後の成長を加速する投資機会に対して迅速に対応することが重要であると考えており、当面は、内部留保の充実を優先し、配当を実施しない方針であります。

しかしながら、当該方針が投資家の支持を得られなかった場合には、当社株価の形成に影響を与える可能性があります。

新株予約権等行使によるリスク

当社は、株主価値の向上を意識した経営を推進するとともに、当社の業績向上に対する役職員の就業意欲を一層高めること等を目的として、新株予約権を発行しております。

当社は、今後も役職員に対して新株予約権の付与を行うことを検討しておりますが、これらの新株予約権が行使された場合、1株当たりの株式価値が希薄化し、当社株価の形成に影響を与える可能性があります。

なお、当該新株予約権等の詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」をご参照ください。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

(1)研究開発の内容

当社は、主に既存サービスの機能強化及び新サービスのソフトウェアに関して、以下に掲げる研究開発活動を行っております。

なお、当事業年度における研究開発費の総額は59,004千円となっております。

既存サービスの機能強化に関する研究開発

既存サービスについて、当事業年度中に以下の機能強化を実施しております。

- ・セキュリティ性能の向上に関する研究開発。
- ・処理速度の向上に関する研究開発。
- ・新機能の追加に関する研究開発。

次世代サービスのソフトウェアに関する研究開発

次世代サービスについて、主に以下の研究開発を進めております。

- ・Webサーバーの稼働率向上に関する研究開発。
- ・動的コンテンツ（注1）生成の高速化に関する研究開発。
- ・各種オンラインサービス機能の統合的な利用に関する研究開発。

(2)研究開発の成果

当事業年度における研究開発の成果としては、既存サービスについて「スパイラル(R)Ver1.10.21」から「スパイラル(R)Ver1.10.26」までのバージョンアップを実施し、以下に掲げる新機能を追加いたしました。

これにより、当事業年度において17,518千円をソフトウェアとして計上しております。

「改善・不具合掲示板」

ユーザーからの意見や要望を簡単に投稿できる掲示板で、当該掲示板に投稿された意見や要望に対する当社の対応状況などの確認や他のユーザーからの投稿内容と当社からの返答が閲覧できる機能。

「スパイラルシール」

Webサイト上のフォームで登録する情報が、当社が管理するデータベース「スパイラル(R)」に送信され、安全に管理されることを証明できる機能。

「RDB（リレーショナルデータベース）」

スパイラル(R)で作成した複数のデータベースを紐付けることができる機能。

例えば、会員や顧客の基本情報を格納するマスタ情報と、会員の行動履歴情報等を別で管理しながら、相互のデータを自動的に連携することができる。

「DB連動型Web一覧表」

データベースと連動したWebサイト上に、データベース内の登録情報を一覧表としてHTMLで表示するもので、さらに一覧表の中から1件を選択して詳細情報を単票として表示することができる機能。

「GPSロケーションマッチ」

GPS機能を搭載した携帯端末を使ってWebフォームから情報を送信すると、自動で送信した場所の緯度経度と住所が登録され、送信者の位置情報と、位置情報に基づくマスタ情報をマッチングし、必要な情報を送り分けることができる機能。

「スパイラルガジェット」

「スパイラル(R)」のサービス上で動作するWebアクセサリーで、「スパイラル(R)」の操作画面から簡単に作成でき、ユーザーが自身のWebサイト等に貼り付けて利用できる機能。

その他

「スパイラル(R)」の利便性を向上させるための機能。

注意事項

(注1) 動的コンテンツとは検索サイトや掲示板のようにリクエストに応じて、部分的または全体的にコンテンツを生成するWebコンテンツをいいます。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものです。

(1)重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に準拠して作成しております。財務諸表の作成にあたり、当社は期末日における資産及び負債、会計期間における収益及び費用に影響を及ぼすような見積りを行う場合があります。これらの見積りについて、当社は過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積り根拠となる仮定あるいは条件等の変化により、見積り内容が実際の結果と異なる可能性があります。

なお、当社の財務諸表に影響を及ぼす可能性がある主な見積りとして、以下の会計処理があります。

ソフトウェアの会計処理

当社は、開発したソフトウェアのうち、将来に渡って収益獲得または費用削減が見込まれるなど資産性が高いと判断したソフトウェアについて、開発に要した労務費等の一部を費用計上せず、ソフトウェアとして無形固定資産に計上しております。当該資産性の判断に際して、当社は可能な限り客観的かつ入念に回収可能性等を評価いたしますが、見積り特有の不確実性があるため、当該資産に追加的な損失が発生する可能性があります。

貸倒引当金

当社は、債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。顧客の財務状態が悪化し、その支払能力が低下した場合、追加引当が必要となる可能性があります。

繰延税金資産

当社は、貸借対照表上の資産・負債の計上額と課税所得の計算上の資産・負債との一時差異に関して法定実効税率を用いて繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しております。また、繰延税金資産の回収可能性を評価するに際しては、将来の課税所得を十分に検討し合理的に見積っておりますが、将来の課税所得が予想を下回った場合は、繰延税金資産の修正が必要となる可能性があります。

(2)当事業年度の財政状態の分析

当事業年度における資産、負債及び純資産の状況は以下のとおりです。

資産

流動資産は、1,074百万円（前期比99百万円増）となりました。これは、主に売上増加に伴う現金及び預金の増加78百万円によるものです。

固定資産は、138百万円（同53百万円増）となりました。これは、主に事務所拡張に伴う建物の増加14百万円、CMS・EC事業の譲り受けに伴うのれんの増加12百万円、新サービスの開発に伴うソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の増加25百万円によるものです。

以上の結果、資産は、1,212百万円（同152百万円増）となりました。

負債

流動負債は、166百万円（前期比9百万円増）となりました。これは、主に業容の拡大に伴う未払費用の増加（同10百万円増）によるものです。

以上の結果、負債は、166百万円（同4百万円増）となりました。

純資産

純資産は、1,045百万円（前期比148百万円増）となりました。これは、主に利益剰余金の増加146百万円によるものです。

(3)当事業年度の経営成績の分析

当事業年度における売上及び利益の状況は以下のとおりです。

売上の状況

売上高は、1,140百万円（前期比10.2%増）となりました。これは、主に新サービス・新機能による有効アカウント数の増加と、営業・サポート体制強化による解約率の低下によるものです。なお、期末における有効アカウント数は、1,702件（同25.0%増）となりました。

売上原価の状況

売上原価は、158百万円（前期比3.1%増）となりました。売上原価率は、13.9%となり、前事業年度の14.9%に対して1.0ポイント低下しております。

なお、売上原価の増加の主な要因は、有効アカウント数の増加及びシステムインフラ強化のための、データセン

ター利用料等の維持管理費の増加によるものです。

売上総利益の状況

以上の結果、売上総利益は、981百万円（前期比11.5%増）となりました。売上総利益率は86.1%となり、前事業年度の85.1%に対して1.0ポイント上昇しております。

販売費及び一般管理費の状況

販売費及び一般管理費は、735百万円（前期比16.8%増）となりました。売上高販管費率は64.5%となり、前事業年度の60.9%に対して3.6ポイント上昇しております。

なお、販売費及び一般管理費の増加の主な要因は、将来の業容拡大に備えた人材採用による人件費の増加と、インバウンド数の拡大を狙ったインターネット広告の実施による広告宣伝費の増加によるものです。

営業利益の状況

以上の結果、営業利益は、246百万円（前期比1.8%減）となりました。営業利益率は21.6%となり、前事業年度の24.2%に対して2.6ポイント低下しております。

経常利益の状況

経常利益は247百万円（前期比1.9%減）となりました。経常利益率は21.7%となり、前事業年度の24.4%に対して2.7ポイント低下しております。

当期純利益の状況

当期純利益は146百万円（前期比0.5%増）となりました。当期純利益率は12.9%となり、前事業年度の14.1%に対して1.2ポイント低下しております。

(4)当事業年度のキャッシュ・フローの分析

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は58,365千円で、その主なものは本社オフィスの改装工事21,990千円、本社サーバー設備の取得6,990千円、並びにサービス提供用ソフトウェアの追加機能開発に28,720千円の投資を実施しております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成22年2月28日現在

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 帳簿価額 | | | 合計 (千円) | 従業員数 (人) |
|------------------|-------|------------|----------------|-------------------------------|------------|-------------|
| | | 建物 (千円) | 工具器具備品 (千円) | ソフトウェア及びソ フトウェア仮勘定 (千円) | | |
| 本社 (東京都港区) | 本社事務所 | 38,353 | 11,208 | 29,978 | 79,540 | 122 (0) |
| 大阪支店 (大阪市中央区) | 大阪事務所 | 321 | 196 | - | 517 | 11 (1) |

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 本社の建物は賃借しており、年間賃借料は48,502千円であります。

3. 大阪支店の建物は賃借しており、年間賃借料は3,404千円であります。

4. 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数(パート及び嘱託社員)は、年間平均雇用人員を(外書き)で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 74,600 |
| 計 | 74,600 |

【発行済株式】

| 種類 | 事業年度末現在発行数 (株) (平成22年2月28日) | 提出日現在発行数(株) (平成22年5月31日) | 上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名 | 内容 |
|------|-----------------------------------|-----------------------------|------------------------------------|---------------------|
| 普通株式 | 16,370 | 16,370 | 東京証券取引所 (マザーズ) | 当社は単元株制度は採用しておりません。 |
| 計 | 16,370 | 16,370 | - | - |

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況は、次のとおりであります。

平成17年5月30日定時株主総会決議

| | 事業年度末現在 (平成22年2月28日) | 提出日の前月末現在 (平成22年4月30日) |
|--|------------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 26(注)5 | 21(注)5 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1 | 52(注)5,6 | 42(注)5,6 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2 | 13,500(注)6 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成21年5月30日から 平成26年5月29日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 13,500(注)6 資本組入額 6,750(注)6 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | (注)3 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)7 | 同左 |

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少を行う場合等、当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整します。

2. 当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}} \times 1$$

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換または行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{新株1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前」を「自己株式の処分前」に、それぞれ読み替えるものとする。さらに、割当日後、当社が資本の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものといたします。

3. 新株予約権の行使の条件等

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を保有している場合に限ります。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができません。
- (3) 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要します。
- (4) その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

4. 新株予約権の取得条項

新株予約権者について、次の各号の事由のいずれかが生じたときは、当社は当該事由が生じた日に、当該新株予約権者からその有する新株予約権全部を無償で取得いたします。当社は当該新株予約権の取得と引き換えに、当社の株式・社債・新株予約権・新株予約権付社債のいずれも交付しません。

- (1) 新株予約権者が当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を喪失し、これらのいずれにも該当しなくなったとき。
- (2) 新株予約権者が死亡したとき。

5. 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じています。

6. 平成18年7月1日付をもって株式分割（1：2）を行ったことに伴い新株予約権の目的となる株式の数、払込金額並びに発行価格及び資本組入額は調整されております。

7. 組織再編行為における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その、端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

上記(注)4(注)4の(1)については、「当社」を「再編対象会社」と読み替える)に準じて決定する。新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

会社法第236条、第238条及び第239条に基づく新株予約権の状況は、次のとおりであります。

平成18年5月29日定時株主総会決議

| | 事業年度末現在 (平成22年2月28日) | 提出日の前月末現在 (平成22年4月30日) |
|--|-------------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 16(注)5 | 15(注)5 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1 | 32(注)5,6 | 30(注)5,6 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2 | 24,000(注)6 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成22年5月29日から 平成27年5月28日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 24,000(注)6 資本組入額 12,000(注)6 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | (注)3 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)7 | 同左 |

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認められる株式の数の調整を行います。

2. 当社が時価を下回る価額による新株の発行を行う場合、または、自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合は除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{新株1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認められる行使価額の調整を行います。

3. 新株予約権の行使の条件等

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を保有している場合に限り、
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができません。
- (3) 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要します。
- (4) その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

4. 新株予約権の取得条項

新株予約権者について、次の各号の事由のいずれかが生じたときは、当社は当該事由が生じた日に、当該新株予約権者からその有する新株予約権全部を無償で取得いたします。当社は当該新株予約権の取得と引き換えに、当社の株式・社債・新株予約権・新株予約権付社債のいずれも交付しません。

- (1) 新株予約権者が当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を喪失し、これらのいずれにも該当しなくなったとき。
- (2) 新株予約権者が死亡したとき。

5. 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じています。

6. 平成18年7月1日付をもって株式分割(1:2)を行ったことに伴い新株予約権の目的となる株式の数、払込金額並びに発行価格及び資本組入額は調整されております。

7. 組織再編行為における新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(8)新株予約権の取得条項

上記(注)4(注)4の(1)については、「当社」を「再編対象会社」と読み替える)に準じて決定する。新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

会社法第236条、第238条及び第239条に基づく新株予約権の状況は、次のとおりであります。

平成19年5月30日定時株主総会決議

| | 事業年度末現在 (平成22年2月28日) | 提出日の前月末現在 (平成22年4月30日) |
|--|-------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 33(注)5 | 32(注)5 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1 | 33(注)5 | 32(注)5 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2 | 361,566 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成21年6月15日から 平成22年6月14日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 361,566 資本組入額 180,783 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | (注)3 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)6 | 同左 |

(注)1.当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2.当社が時価を下回る価額による新株の発行を行う場合、または、自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合は除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとしたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{新株1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとしたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権の行使の条件等

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員としての地位にあることを要します。但し、特別な理由のある場合はこの限りではありません。
- (2) 本新株予約権の一部行使はできないものとします。
- (3) 新株予約権者が法令または当社の諸規則に違反した場合は、新株予約権者は本新株予約権を行使することができないものとします。
- (4) 新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、本新株予約権を行使することができないものとします。
- (5) その他の行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当に関する契約に定めるところによるものとします。

4. 新株予約権の取得条項

新株予約権者について、次の各号の事由のいずれかが生じたときは、当社は当該事由が生じた日に、当該新株予約権者からその有する新株予約権全部を無償で取得いたします。当社は当該新株予約権の取得と引き換えに、当社の株式・社債・新株予約権・新株予約権付社債のいずれも交付しません。

- (1) 新株予約権者が当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を喪失し、これらのいずれにも該当しなくなったとき。
- (2) 新株予約権者が死亡したとき。

5. 新株予約権の目的となる株式の数、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じています。

6. 組織再編行為における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数に乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

上記（注）4（（注）4の(1)については、「当社」を「再編対象会社」と読み替える）に準じて決定する。

平成20年5月29日定時株主総会決議

| | 事業年度末現在 (平成22年2月28日) | 提出日の前月末現在 (平成22年4月30日) |
|--|------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 50 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1 | 50 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2 | 198,048 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成22年7月1日から 平成23年6月30日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 198,048 資本組入額 99,024 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | (注)3 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)5 | 同左 |

(注)1.当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 2.当社が時価を下回る価額による新株の発行を行う場合、または、自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合は除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{新株1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3.新株予約権の行使の条件等

- (1)新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要します。但し、特別な理由のある場合はこの限りではありません。
- (2)本新株予約権の一部行使はできないものとします。
- (3)新株予約権者が法令または当社の諸規則に違反した場合は、新株予約権者は本新株予約権を行使することができないものとします。
- (4)新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、本新株予約権を行使することができないものとします。
- (5)その他の行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当に関する契約に定めるところによるものとします。

- 4.新株予約権の取得条項

新株予約権者について、次の各号の事由のいずれかが生じたときは、当社は当該事由が生じた日に、当該新株予約権者からその有する新株予約権全部を無償で取得いたします。当社は当該新株予約権の取得と引き換えに、当社の株式・社債・新株予約権・新株予約権付社債のいずれも交付しません。

- (1)新株予約権者が当社、当社の取締役もしくは従業員の地位を喪失し、これらのいずれにも該当しなくなったとき。
- (2)新株予約権者が死亡したとき。

5. 組織再編行為における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

上記（注）4（（注）4の(1)については、「当社」を「再編対象会社」と読み替える）に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第三号様式記載上の注意（21-2）の適用がないため、記載事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総 数増減数(株) | 発行済株式総 数残高(株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金増 減額(千円) | 資本準備金残 高(千円) |
|----------------------------------|-------------------|------------------|----------------|---------------|------------------|-----------------|
| 平成17年5月30日 (注)1 | | 7,300 | 30,000 | 90,000 | | |
| 平成17年7月31日 (注)2 | 382 | 7,682 | 191 | 90,191 | 191 | 191 |
| 平成18年7月1日 (注)3 | 7,682 | 15,364 | | 90,191 | | 191 |
| 平成18年12月20日 (注)4 | 1,000 | 16,364 | 96,600 | 186,791 | 96,791 | 96,791 |
| 平成21年3月1日～ 平成22年2月28日 (注)5 | 6 | 16,370 | 40 | 186,831 | 40 | 96,831 |

- (注) 1. 同日開催の定時株主総会決議に基づく配当可能利益の資本組入れによるものであります。
 2. 新株予約権の行使(発行価格 1,000円 資本組入額 500円)によるものであります。
 3. 同日付で、当社株式を1株につき2株の割合をもって分割したことによるものであります。
 4. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)
 発行価格 193,200円
 資本組入額 96,600円
 払込金総額 193,200千円
 5. 新株予約権の行使(発行価格 13,500円 資本組入額 6,750円)によるものであります。

(6)【所有者別状況】

平成22年2月28日現在

| 区分 | 株式の状況 | | | | | | | 計 |
|-----------------|----------------|------|--------------|------------|-------|----|--------|--------|
| | 政府及び地 方公共団体 | 金融機関 | 金融商品 取引業者 | その他の 法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | |
| 株主数(人) | - | 3 | 9 | 5 | 4 | - | 659 | 680 |
| 所有株式数 (株) | - | 103 | 155 | 5,513 | 22 | - | 10,577 | 16,370 |
| 所有株式数の 割合(%) | - | 0.62 | 0.94 | 33.67 | 0.13 | - | 64.61 | 100.00 |

(7)【大株主の状況】

平成22年2月28日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%) |
|--------------|----------------------|--------------|--------------------------------|
| 佐谷 宣昭 | 東京都目黒区 | 8,120 | 49.60 |
| キャピタルズワン有限会社 | 千葉県市川市鬼高二丁目10番10号 | 5,480 | 33.47 |
| 井上 修二 | 兵庫県神戸市垂水区 | 183 | 1.11 |
| 東山 明弘 | 千葉県市川市 | 140 | 0.85 |
| 志賀 正規 | 東京都港区 | 102 | 0.62 |
| 日本証券金融株式会社 | 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号 | 88 | 0.53 |
| 山田 剛 | 大阪府東大阪市 | 73 | 0.44 |
| 松井証券株式会社 | 東京都千代田区麹町一丁目4番 | 71 | 0.43 |
| 塚田 昌伸 | 東京都世田谷区 | 60 | 0.36 |
| 奥宮 健太 | 千葉県柏市 | 45 | 0.27 |
| 計 | - | 14,362 | 87.73 |

(8)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年2月28日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|-------------|----------|----|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | - | - | - |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 16,370 | 16,370 | - |
| 単元未満株式 | - | - | - |
| 発行済株式総数 | 16,370 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 16,370 | - |

【自己株式等】

平成22年2月28日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数(株) | 他人名義所有株式数(株) | 所有株式数の合計(株) | 発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%) |
|------------|--------|--------------|--------------|-------------|--------------------------------|
| - | - | - | - | - | - |
| 計 | - | - | - | - | - |

(9)【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定並びに会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

(平成17年5月30日定時株主総会決議)

| | |
|--------------------------|----------------------------------|
| 決議年月日 | 平成17年5月30日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 従業員8名(注)1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 42株(注)2 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 (注)3 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

(注)1. 付与対象者の区分及び人数は、退職等の理由により権利を喪失した者を除いております。

2. 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じています。

3. 当社が時価を下回る価額による新株の発行を行う場合、または、自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合は除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{新株1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認められる行使価額の調整を行います。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権
(平成18年5月29日定時株主総会決議)

| | |
|--------------------------|----------------------------------|
| 決議年月日 | 平成18年5月29日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 従業員15名(注)1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 30株(注)2 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 (注)3 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

- (注)1. 付与対象者の区分及び人数は、退職等の理由により権利を喪失した者を除いております。
2. 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じています。
3. 当社が時価を下回る価額による新株の発行を行う場合、または、自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合は除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{新株1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認められる行使価額の調整を行います。

(平成19年5月30日定時株主総会決議)

| | |
|--------------------------|----------------------------------|
| 決議年月日 | 平成19年5月30日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 取締役1名及び従業員10名(注)1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数 | 32株(注)2 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 (注)3 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

- (注) 1. 付与対象者の区分及び人数は、退職等の理由により権利を喪失した者を除いております。
2. 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じています。
3. 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成20年5月29日定時株主総会決議)

| | |
|--------------------------|---------------------------------|
| 決議年月日 | 平成20年5月29日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 取締役3名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数 | 50株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 (注) |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

(注) 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主価値の向上を目指して、将来の業容拡大の為に再投資と株主の皆様への利益還元のパランスを図りながら、利益剰余金を処分することを配当政策の基本方針としております。

株主の皆様へ利益還元する際には、自社株買いまたは現金配当を実施いたします。

現金配当の機会、中間配当と期末配当の年2回であり、それぞれの決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当社定款に「取締役会の決議によって毎年8月末日を基準日として中間配当をすることができる。」と定められております。

当社は、単一のサービスに大きく依存した収益基盤であること、且つ、売上及び収益の規模が未だ小さいことから、設立以来、将来の業容拡大の為に利益剰余金を再投資することを優先して参りました。

当事業年度におきましても、全ての利益剰余金を内部留保し、優秀な人材の確保・育成、新機能・新サービスのための研究開発投資、認知度の向上及び営業強化のための広告宣伝や販売促進の拡大等に充当させて頂き、さらに今後の事業拡大に係る投資機会への迅速な対応を優先することで、より一層企業価値と業績の向上に努めて参りたいと存じます。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

| 回次 | 第6期 | 第7期 | 第8期 | 第9期 | 第10期 |
|-------|---------|-----------|---------|---------|---------|
| 決算年月 | 平成18年2月 | 平成19年2月 | 平成20年2月 | 平成21年2月 | 平成22年2月 |
| 最高(円) | - | 1,360,000 | 669,000 | 243,000 | 143,500 |
| 最低(円) | - | 398,000 | 130,000 | 55,200 | 68,000 |

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

なお、平成18年12月21日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成21年9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 平成22年1月 | 2月 |
|-------|---------|---------|--------|--------|---------|--------|
| 最高(円) | 102,900 | 101,000 | 90,000 | 78,000 | 77,500 | 84,900 |
| 最低(円) | 86,000 | 84,500 | 71,000 | 68,000 | 74,000 | 74,000 |

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

5【役員の状況】

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-------|----------------|--------|--------------|---|------|--------------|
| 代表取締役 | 社長CEO | 佐谷 宣昭 | 昭和47年11月12日生 | 平成12年4月 当社設立 代表取締役 平成17年12月 当社代表取締役社長CEO (現任) | (注)4 | 8,120 |
| 取締役 | 副社長COO | 深井 雄一郎 | 昭和49年2月11日生 | 平成9年4月 エヌ・ティ・ティ・リース株式会 社(現NTTファイナンス株式会 社)入社 平成16年10月 株式会社オプト入社 平成18年6月 クロスフィニティ株式会 社 代表取締役社長 平成18年9月 韓 eMFORCE Inc社 非常勤取締役 平成19年8月 株式会社リサイクルワン入社 平成20年3月 当社入社 執行役員COO 平成20年5月 当社取締役COO 平成21年3月 当社取締役副社長COO(現任) | (注)4 | 16 |
| 取締役 | CFO | 大屋 重幸 | 昭和45年1月3日生 | 平成5年4月 株式会社トーマン(現豊田通商株 式会社)入社 平成12年9月 ネクスネット株式会社入社 平成14年4月 株式会社マクロミル入社 平成14年9月 同社常勤監査役 平成18年10月 株式会社エー・アイ・ピー入社 執行役員CFO 平成19年8月 株式会社リサイクルワン入社 経営企画室長 平成20年2月 株式会社アトランティス 取締役CFO 平成21年6月 当社入社 執行役員CRO 平成22年3月 当社執行役員CFO 平成22年5月 当社取締役CFO(現任) | (注)4 | 25 |
| 取締役 | リスク管理担当 CQO | 志賀 正規 | 昭和50年9月2日生 | 平成13年4月 当社入社 平成17年5月 当社常勤監査役 平成20年5月 当社取締役CQO(現任) | (注)4 | 102 |
| 取締役 | - | 鶴本 浩司 | 昭和38年10月6日生 | 昭和61年4月 日本ヒルトンホテル株式会社 (現東京ヒルトンホテル)入社 昭和63年12月 豪 Highstress Plastics社入社 平成3年5月 株式会社リン・コーポレーション 入社 平成6年12月 オーストラリア政府観光局入局 平成14年11月 株式会社軌道社(現株式会社マー ケティング・ボイス)設立 代表取締役(現任) 平成20年2月 当社取締役(現任) | (注)4 | 17 |
| 常勤監査役 | - | 松永 望 | 昭和21年5月21日生 | 昭和46年4月 大協石油株式会社(現コスモ石油 株式会社)入社 平成9年6月 同社四日市製油所総務担当副所長 平成10年6月 同社総務部長 平成12年6月 コスモエンジニアリング株式会社 経理部長 平成14年3月 同社取締役経理部長 平成16年3月 同社常務取締役 平成19年2月 当社入社 執行役員経営企画管理 本部長 平成20年3月 当社顧問 平成20年5月 当社常勤監査役(現任) | (注)5 | - |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-----|----|-------|--------------|--|------|--------------|
| 監査役 | - | 高橋 兌治 | 昭和15年11月22日生 | 昭和39年4月 山一証券株式会社入社 平成4年6月 同社取締役 引受本部副本部長 平成7年6月 太平洋証券株式会社(現三菱UFJ証券株式会社)常務取締役引受本部部長 平成9年6月 同社代表取締役専務 市場本部長 平成12年4月 つばさ証券株式会社(現三菱UFJ証券株式会社)上席執行役員 平成12年9月 株式会社レコフ専務理事 平成16年8月 株式会社ダイナコム監査役(現任) 平成18年1月 エンゼル証券株式会社顧問 平成18年5月 当社監査役(現任) 平成18年6月 グラフテック株式会社監査役 | (注)5 | - |
| 監査役 | - | 大村 健 | 昭和49年4月27日生 | 平成11年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 平成16年5月 現弁護士法人かすが総合社員弁護士 平成18年12月 弁護士法人かすが総合 業務執行社員弁護士(現任) 平成22年5月 当社監査役(現任) | (注)6 | - |
| 計 | | | | | | 8,280 |

- (注) 1. 取締役鶴本浩司は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役高橋兌治及び監査役大村健は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。
4. 平成22年2月期に係る定時株主総会終結の時より平成24年2月期に係る定時株主総会終結の時まで。
5. 平成22年2月期に係る定時株主総会終結の時より平成26年2月期に係る定時株主総会終結の時まで。
6. 平成22年2月期に係る定時株主総会終結の時より平成24年2月期に係る定時株主総会終結の時まで。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、企業価値の持続的な増大を図るには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、以下の考え方に基づき、コーポレート・ガバナンス体制の強化、充実に努めております。

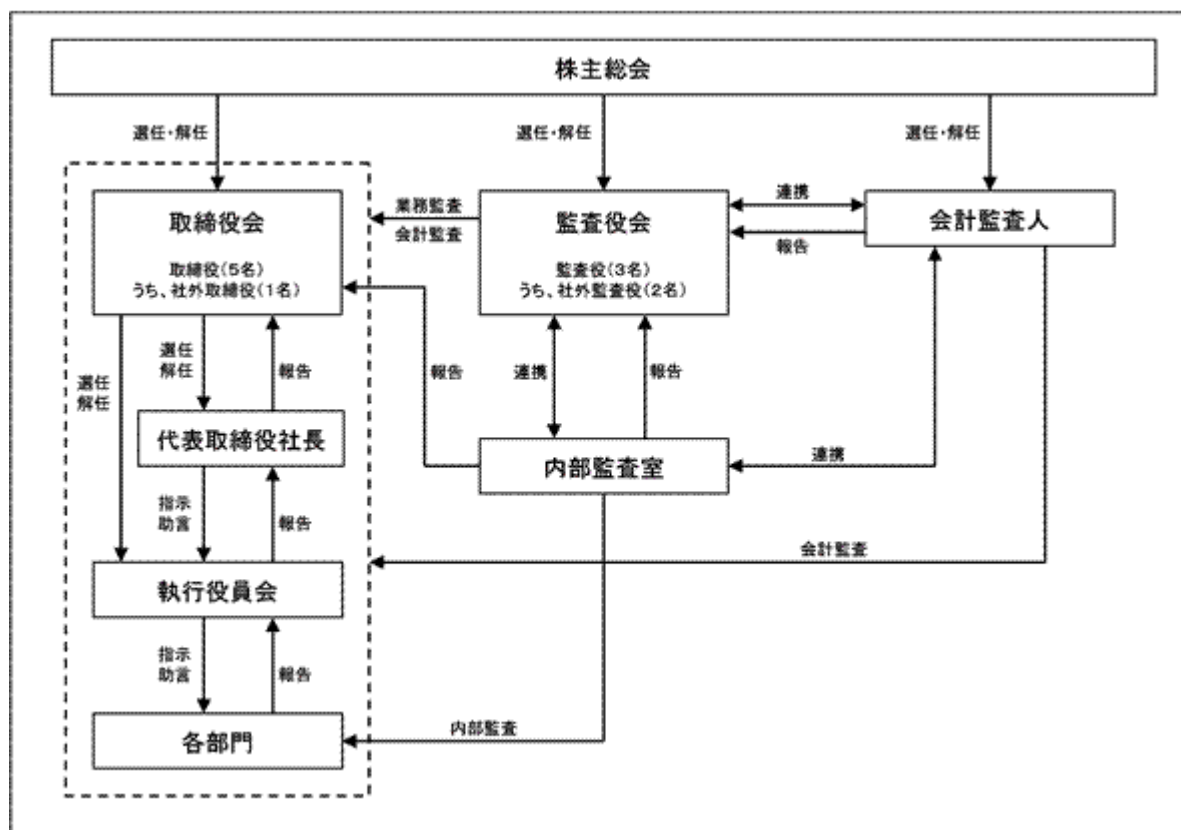
- () 株主に対する説明責任を果たすべく、迅速かつ適切な情報開示の実施と経営の透明性の確保を重視いたします。
 - () 変化の速い経営環境に対応して、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制を構築するとともに、経営の効率性を担保する経営監視体制の充実に努めます。
 - () 健全な倫理観に基づくコンプライアンス体制を構築し、株主、顧客、役職員等のステークホルダー（利害関係者）の信頼を得て、事業活動を展開いたします。
- 今後も、会社の成長に応じて、コーポレート・ガバナンス体制を随時見直し、企業価値の最大化を図ることを目標といたします。

コーポレート・ガバナンスに対する施策の実施状況

当社は、経営の健全性及び業務の適正を確保し、透明性を高めるため、以下のとおりコーポレート・ガバナンスに対する施策を実施しております。

() 会社の機関設計

当社は取締役会を設置し、監査役制度を採用しております。当社は、コーポレート・ガバナンスに係る以下の体制、組織を構築しております。



イ) 取締役会

取締役会は、常勤取締役4名、非常勤取締役（社外取締役）1名の計5名で構成され、毎月1回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会は、環境等の変化に迅速に対応できる業務執行体制の整備を目的として、業務の執行を担当する執行役員を選任し、執行役員会を設置しております。取締役会は、執行役員会からの報告を踏まえて経営上の重要な意思決定を行っております。

なお、当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は金500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

ロ) 執行役員会

執行役員会は、取締役及び執行役員の計7名で構成され、毎月2回以上開催される定時執行役員会に加え、必要に応じて臨時執行役員会を開催しております。

執行役員会は、取締役会による重要な意思決定に基づいて、代表取締役社長の指揮の下、業務の執行を統括しております。また、各部門による業務の執行状況の報告及び是正・予防処置の要求に基づいて、議論を行い、重要な意思決定を要する課題については、取締役会にて決議する体制を敷いております。

ハ) 監査役会

監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役(社外監査役)2名で構成されております。

監査役は、定期的な監査役会の開催の他、取締役会、執行役員会等の重要な会議に出席し、十分な情報に基づいて、会計監査及び業務監査を中心とする経営全般を幅広く監査しております。

また監査法人及び内部監査室との連携を図り、監査の実施状況等について報告及び説明を受け、適宜、意見交換を行い、監査機能強化に努めております。

なお、当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は金240万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

二) 内部監査室

当社は、経営組織の整備状況及び業務の実態を把握、検証することを目的として、他の業務部門から独立した内部監査室を設置しております。内部監査室は、専任の内部監査室員1名で構成されております。

内部監査室は、定期監査または必要に応じて実施する臨時監査により、会計、業務、情報セキュリティ、個人情報保護、品質マネジメントに関する監査を実施しております。内部監査室は、内部監査の結果を取締役社長及び監査役に報告し、代表取締役社長からの改善指示を対象部門に示達すると共に、改善策の実施状況についてフォローアップ監査を実施しております。

また、監査役及び会計監査人との間で意見交換を行うことによって、内部監査の効率性、合理性に努めております。

ホ) 会計監査人

当社は、会計監査人として、あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。

なお、同会計監査人及び当社監査に従事する同会計監査人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。

また、当社と会計監査人は、会社法第426条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の限度としております。

・業務を執行した公認会計士の氏名、継続監査年数

指定社員 公認会計士 渡邊 宣昭

指定社員 公認会計士 杉山 正樹

(注)継続監査年数については、全員が7年以内であるため記載を省略しております。

・監査証明業務に係る監査従事者

公認会計士 6名、その他 9名

() 内部統制システムの整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づく業務の適正を確保するための体制の整備を目的として、平成18年5月に内部統制システム整備の基本方針を定め、当該方針に従って以下のとおり内部統制システムを整備・運用しております。

イ) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- コンプライアンス体制に係る規程を整備し、当社の役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範としております。
- コンプライアンスの徹底を図るために、取締役会は法務・コンプライアンスユニットを設置してコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、同部を中心に役職員教育等を行っております。
- 取締役会は、他の業務部門から独立した内部監査室を設置しております。内部監査室は、法務・コンプライアンスユニット及び監査役ならびに会計監査人と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、定期的に取締役会に同監査結果を報告しております。
- 取締役会は、従業員が法令上疑義のある行為等について直接情報提供を行う手段として内部通報窓口を設置し、通報者に対する不利益な取扱いを禁止する制度を整備しております。

ロ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 取締役の職務執行に係る情報は、取締役会が定める文書管理に係る規程に従って文書または電磁的媒体に記録し、保存しております。

- b. 前号の規程により、取締役及び監査役が常時これらの文書または電磁的媒体を閲覧できる環境を整備しております。

八) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 取締役会は、当社において発生し得る損失の発生防止に係る措置及び発生した損失への対応（以下、「リスク管理」という。）を統括する責任者としてリスク管理担当取締役を定めております。
- b. 取締役会は、当社全体のリスクを網羅的・総括的に把握し、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図るために、リスク管理担当取締役を統括責任者とするリスク管理委員会を設置しております。
- c. 内部監査室はリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役に報告しております。

二) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

取締役会は、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程及び取締役会規程等の規程を定め、以下の体制を整備することにより、取締役の職務の執行の効率化を図っております。

- a. 職務権限・決裁基準の策定
- b. 執行役員を構成員とする執行役員会の設置
- c. 取締役会による中期経営計画の策定、予算管理規程に基づく各部門毎の業績目標と予算の設定と、月次・四半期業績管理の実施
- d. 執行役員会及び取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

ホ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- a. 取締役会は、監査役が監査役業務充実のために、内部監査室所属の社員に対して監査業務に必要な事項を命令することができる体制を整備しております。
- b. 取締役会は、内部監査室所属の社員が監査役から監査業務に必要な命令を受けた場合に、その命令に関して、取締役及び内部監査室長等の指揮命令を受けない体制を整備しております。

ヘ) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- a. 取締役会は、取締役または使用人が、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項及び内部監査の実施状況を速やかに報告する体制を整備しております。
- b. 取締役会は、内部通報窓口への通報状況及びその内容を速やかに監査役に報告する体制を整備しております。

ト) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役社長は、監査役との間で定期的な意見交換を行い、監査役監査に必要なかつ適切な環境を整備しております。

チ) 反社会的勢力排除のための体制

- a. 反社会的勢力による被害の防止のため、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係遮断に努めております。
- b. 取締役会は、反社会的勢力に関する情報収集及び反社会的勢力への対応のため、法務・コンプライアンスユニットを設置しております。
- c. 法務・コンプライアンスユニットは、随時関係行政機関や顧問弁護士に相談を行い、助言、指導を受けるとともに、各業務執行部門の要請に基づく取引先に対する反社会的勢力調査を実施し、反社会的勢力との関係遮断に努めております。

リ) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

- a. 取締役会は、金融商品取引法及び関連諸法令に従い、財務報告に係る内部統制を整備しております。
- b. 取締役会は、前号の内部統制が有効に機能することを継続的に評価するため、リスク管理担当取締役を統括責任者とする評価体制を整備しております。
- c. リスク管理担当取締役は、評価結果を定期的に取り締役に報告し、必要な是正を行っております。
- d. 内部監査室は、財務報告に係る内部統制の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役に報告しております。

ヌ) その他業務の適正を確保するための体制

- a. 取締役会は、必要に応じて取締役会の諮問機関として外部専門家をメンバーに含むアドバイザリーボードを設置し、コンプライアンス上の重要な問題、取締役及び使用人の業務執行の適正に関わる重要な問題ならびに業務執行の適正を確保する方策について付議しております。
- b. 取締役会は、アドバイザリーボードの審議結果を踏まえ、これら付議事項について審議・決定しております。

役員報酬の内容

第10期において当社が支払った役員報酬は、以下のとおりであります。

| | |
|----------------|----------|
| 取締役に対する報酬等 | 34,641千円 |
| うち社外取締役に対する報酬等 | 2,338千円 |
| 監査役に対する報酬等 | 10,650千円 |
| うち社外監査役に対する報酬等 | 3,240千円 |

(注)取締役に対する報酬等の額には、株式報酬費用3,045千円が含まれております。

社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係

社外取締役鶴本浩司氏は、株式会社マーケティング・ボイスの代表取締役社長を兼務しており、当社は同社との間に、当社ASP・Saas（クラウド）サービス「スパイラル(R)」の提供に係る契約関係があります。

当社と社外監査役との間に、人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

取締役の定数

当社の取締役は6名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議条件

当社は、取締役の選任議案について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年8月末日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式の取得をすることができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の行為に関する取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2)【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

| 前事業年度 | | 当事業年度 | |
|----------------------|---------------------|----------------------|---------------------|
| 監査証明業務に基づく報酬 (千円) | 非監査業務に基づく報酬 (千円) | 監査証明業務に基づく報酬 (千円) | 非監査業務に基づく報酬 (千円) |
| 16,000 | - | 24,000 | - |

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針につきましては、当社の規模・特性および監査公認会計

士等の監査日数を勘案し、監査公認会計士等との協議および監査役会の同意を経た上で決定しております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成20年3月1日から平成21年2月28日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成21年3月1日から平成22年2月28日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成20年3月1日から平成21年2月28日まで）及び当事業年度（平成21年3月1日から平成22年2月28日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1【財務諸表等】
（1）【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成21年2月28日) | 当事業年度 (平成22年2月28日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 817,881 | 896,460 |
| 売掛金 | 145,409 | 167,326 |
| 仕掛品 | 1,848 | 1,618 |
| 前払費用 | 7,125 | 7,417 |
| 繰延税金資産 | 3,748 | 4,629 |
| その他 | 906 | 292 |
| 貸倒引当金 | 2,190 | 3,558 |
| 流動資産合計 | 974,730 | 1,074,186 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 34,930 | 56,920 |
| 減価償却累計額 | 10,267 | 18,245 |
| 建物（純額） | 24,662 | 38,674 |
| 工具、器具及び備品 | 39,133 | 44,786 |
| 減価償却累計額 | 28,165 | 33,380 |
| 工具、器具及び備品（純額） | 10,967 | 11,405 |
| 有形固定資産合計 | 35,630 | 50,079 |
| 無形固定資産 | | |
| のれん | - | 12,566 |
| 商標権 | 1,219 | 1,045 |
| ソフトウェア | 4,082 | 18,775 |
| ソフトウェア仮勘定 | - | 11,202 |
| 無形固定資産合計 | 5,301 | 43,590 |
| 投資その他の資産 | | |
| 長期前払費用 | 202 | - |
| 差入保証金 | 43,731 | 43,736 |
| 破産更生債権等 | 1,352 | 620 |
| 繰延税金資産 | - | 739 |
| 貸倒引当金 | 1,352 | 620 |
| 投資その他の資産合計 | 43,933 | 44,475 |
| 固定資産合計 | 84,864 | 138,145 |
| 資産合計 | 1,059,595 | 1,212,332 |

| | 前事業年度 (平成21年2月28日) | 当事業年度 (平成22年2月28日) |
|-------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | 13,351 | 23,412 |
| 未払費用 | 53,860 | 64,774 |
| 未払法人税等 | 62,343 | 54,973 |
| 未払消費税等 | 17,211 | 11,437 |
| 前受金 | 3,163 | 3,092 |
| 預り金 | 7,518 | 8,893 |
| 流動負債合計 | 157,449 | 166,583 |
| 固定負債 | | |
| 繰延税金負債 | 4,646 | - |
| 固定負債合計 | 4,646 | - |
| 負債合計 | 162,095 | 166,583 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 186,791 | 186,831 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 96,791 | 96,831 |
| 資本剰余金合計 | 96,791 | 96,831 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| プログラム等準備金 | 16,882 | 10,584 |
| 繰越利益剰余金 | 586,775 | 739,781 |
| 利益剰余金合計 | 603,657 | 750,366 |
| 株主資本合計 | 887,239 | 1,034,029 |
| 新株予約権 | 10,260 | 11,719 |
| 純資産合計 | 897,500 | 1,045,748 |
| 負債純資産合計 | 1,059,595 | 1,212,332 |

【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成20年 3月 1日 至 平成21年 2月28日) | 当事業年度 (自 平成21年 3月 1日 至 平成22年 2月28日) |
|--------------|---|---|
| 売上高 | 1,034,899 | 1,140,736 |
| 売上原価 | | |
| 当期製品製造原価 | 154,075 | 158,905 |
| 売上原価合計 | 154,075 | 158,905 |
| 売上総利益 | 880,823 | 981,830 |
| 販売費及び一般管理費 | | |
| 広告宣伝費 | 24,009 | 42,796 |
| 役員報酬 | 38,321 | 42,246 |
| 給料及び手当 | 245,905 | 292,165 |
| 賞与 | 54,011 | 74,423 |
| 福利厚生費 | 55,099 | 65,037 |
| 採用費 | 13,464 | 6,008 |
| 減価償却費 | 8,358 | 10,144 |
| 賃借料 | 31,196 | 38,008 |
| 消耗品費 | 13,882 | 13,606 |
| 支払手数料 | 16,578 | 20,969 |
| 租税公課 | 6,083 | 7,307 |
| 貸倒引当金繰入額 | 2,343 | 635 |
| 研究開発費 | 69,168 | 59,004 |
| その他 | 51,363 | 63,011 |
| 販売費及び一般管理費合計 | 629,786 | 735,364 |
| 営業利益 | 251,036 | 246,466 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 1,082 | 330 |
| 受取手数料 | - | 393 |
| その他 | 1 | 74 |
| 営業外収益合計 | 1,084 | 798 |
| 経常利益 | 252,121 | 247,265 |
| 特別利益 | | |
| 新株予約権戻入益 | - | 2,628 |
| 特別利益合計 | - | 2,628 |
| 税引前当期純利益 | 252,121 | 249,893 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 113,271 | 109,451 |
| 法人税等調整額 | 7,197 | 6,266 |
| 法人税等合計 | 106,073 | 103,185 |
| 当期純利益 | 146,047 | 146,708 |

【製造原価明細書】

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自平成20年3月1日 至平成21年2月28日) | | 当事業年度 (自平成21年3月1日 至平成22年2月28日) | |
|-----------|----------|--------------------------------------|------------|--------------------------------------|------------|
| | | 金額(千円) | 構成比 (%) | 金額(千円) | 構成比 (%) |
| 労務費 | 1 | 169,084 | 75.2 | 174,368 | 70.8 |
| 外注加工費 | | 1,123 | 0.5 | 1,404 | 0.6 |
| 経費 | | 54,505 | 24.3 | 70,627 | 28.7 |
| 当期総製造費用 | | 224,714 | 100.0 | 246,400 | 100.0 |
| 期首仕掛品たな卸高 | 2 | 2,558 | | 1,848 | |
| 合計 | | 227,272 | | 248,249 | |
| 期末仕掛品たな卸高 | | 1,848 | | 1,618 | |
| 他勘定振替高 | | 71,347 | | 87,725 | |
| 当期製品製造原価 | | 154,075 | | 158,905 | |

原価計算の方法
個別原価計算による実際原価計算

原価計算の方法
同左

(注) 1. 主な内訳は、次のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度 (自平成20年3月1日 至平成21年2月28日) | 当事業年度 (自平成21年3月1日 至平成22年2月28日) |
|-----------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 消耗品費(千円) | 6,805 | 12,131 |
| 賃借料(千円) | 14,437 | 13,898 |
| 維持管理費(千円) | 19,772 | 25,810 |

2. 他勘定振替高の内訳は、次のとおりです。

| 項目 | 前事業年度 (自平成20年3月1日 至平成21年2月28日) | 当事業年度 (自平成21年3月1日 至平成22年2月28日) |
|---------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 研究開発費(千円) | 69,168 | 59,004 |
| ソフトウェア(千円) | 2,179 | 17,518 |
| ソフトウェア仮勘定(千円) | | 11,202 |
| 合計(千円) | 71,347 | 87,725 |

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成20年 3月 1日 至 平成21年 2月28日) | 当事業年度 (自 平成21年 3月 1日 至 平成22年 2月28日) |
|------------------|---|---|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 前期末残高 | 186,791 | 186,791 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | - | 40 |
| 当期変動額合計 | - | 40 |
| 当期末残高 | 186,791 | 186,831 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | |
| 前期末残高 | 96,791 | 96,791 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | - | 40 |
| 当期変動額合計 | - | 40 |
| 当期末残高 | 96,791 | 96,831 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| プログラム等準備金 | | |
| 前期末残高 | 23,180 | 16,882 |
| 当期変動額 | | |
| プログラム等準備金の取崩 | 6,298 | 6,298 |
| 当期変動額合計 | 6,298 | 6,298 |
| 当期末残高 | 16,882 | 10,584 |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 前期末残高 | 434,429 | 586,775 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純利益 | 146,047 | 146,708 |
| プログラム等準備金の取崩 | 6,298 | 6,298 |
| 当期変動額合計 | 152,345 | 153,006 |
| 当期末残高 | 586,775 | 739,781 |
| 利益剰余金合計 | | |
| 前期末残高 | 457,610 | 603,657 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純利益 | 146,047 | 146,708 |
| プログラム等準備金の取崩 | - | - |
| 当期変動額合計 | 146,047 | 146,708 |
| 当期末残高 | 603,657 | 750,366 |
| 株主資本合計 | | |
| 前期末残高 | 741,192 | 887,239 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | - | 81 |

| | 前事業年度 (自 平成20年 3月 1日 至 平成21年 2月28日) | 当事業年度 (自 平成21年 3月 1日 至 平成22年 2月28日) |
|---------------------|---|---|
| 当期純利益 | 146,047 | 146,708 |
| 当期変動額合計 | 146,047 | 146,789 |
| 当期末残高 | 887,239 | 1,034,029 |
| 新株予約権 | | |
| 前期末残高 | 5,046 | 10,260 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 5,213 | 1,459 |
| 当期変動額合計 | 5,213 | 1,459 |
| 当期末残高 | 10,260 | 11,719 |
| 純資産合計 | | |
| 前期末残高 | 746,238 | 897,500 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | - | 81 |
| 当期純利益 | 146,047 | 146,708 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 5,213 | 1,459 |
| 当期変動額合計 | 151,261 | 148,248 |
| 当期末残高 | 897,500 | 1,045,748 |

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成20年 3月 1日 至 平成21年 2月28日) | 当事業年度 (自 平成21年 3月 1日 至 平成22年 2月28日) |
|-------------------------|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税引前当期純利益 | 252,121 | 249,893 |
| 減価償却費 | 12,035 | 18,627 |
| 貸倒引当金の増減額（ は減少） | 2,166 | 635 |
| 受取利息及び受取配当金 | 1,082 | 330 |
| 売上債権の増減額（ は増加） | 20,024 | 21,917 |
| たな卸資産の増減額（ は増加） | 709 | 230 |
| 未払消費税等の増減額（ は減少） | 6,524 | 5,773 |
| その他 | 29,258 | 24,941 |
| 小計 | 281,707 | 266,306 |
| 利息及び配当金の受取額 | 1,082 | 330 |
| 法人税等の支払額 | 114,491 | 117,677 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 168,299 | 148,960 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有形固定資産の取得による支出 | 12,585 | 28,072 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 2,527 | 29,385 |
| 事業譲受による支出 | - | ² 13,000 |
| 敷金及び保証金の差入による支出 | 12,160 | 165 |
| 敷金及び保証金の回収による収入 | - | 160 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 27,272 | 70,462 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| ストックオプションの行使による収入 | - | 81 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | - | 81 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | - | - |
| 現金及び現金同等物の増減額（ は減少） | 141,026 | 78,578 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 676,855 | 817,881 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | ¹ 817,881 | ¹ 896,460 |

【重要な会計方針】

| 項目 | 前事業年度 (自 平成20年 3月 1日 至 平成21年 2月28日) | 当事業年度 (自 平成21年 3月 1日 至 平成22年 2月28日) |
|---------------------|---|---|
| 1. たな卸資産の評価基準及び評価方法 | 仕掛品 個別法による原価法によっております。 | 仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。 (会計方針の変更) 仕掛品については、従来、個別法による原価法によっておりましたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 これによる損益に与える影響はありません。 |
| 2. 固定資産の減価償却の方法 | (1)有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～15年 工具器具備品 4～10年 (追加情報) 法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これに伴う影響は軽微であります。 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(最長5年)における定額法によっております。 (3) | (1)有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～15年 工具器具備品 4～10年 (2)無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(最長5年)における定額法によっております。また、のれんについては5年間の定額法によっております。 (3)リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 |

| 項目 | 前事業年度 (自 平成20年 3月 1日 至 平成21年 2月28日) | 当事業年度 (自 平成21年 3月 1日 至 平成22年 2月28日) |
|----------------------------|--|---|
| 3. 引当金の計上基準 | 貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。 | 貸倒引当金 同左 |
| 4. リース取引の処理方法 | リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 | |
| 5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 | 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。 | 同左 |
| 6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 | 消費税等の会計処理 同左 |

【会計処理方法の変更】

| 前事業年度 (自 平成20年 3月 1日 至 平成21年 2月28日) | 当事業年度 (自 平成21年 3月 1日 至 平成22年 2月28日) |
|---|--|
| | <p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>また、この変更に伴う影響はありません。</p> |

【注記事項】

(損益計算書関係)

| 前事業年度 (自平成20年3月1日 至平成21年2月28日) | 当事業年度 (自平成21年3月1日 至平成22年2月28日) |
|---|---|
| 研究開発費の総額 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 一般管理費 69,168千円 | 研究開発費の総額 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 一般管理費 59,004千円 |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成20年3月1日至平成21年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 前事業年度末株式 数(株) | 当事業年度増加株 式数(株) | 当事業年度減少株 式数(株) | 当事業年度末株式 数(株) |
|-------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 16,364 | | | 16,364 |
| 合計 | 16,364 | | | 16,364 |

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 内訳 | 新株予約権の 目的となる株 式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当事業年度 末残高 (千円) |
|-------------------------|--------------------------|--------------------|-------------|-------------|------------|----------------------|
| | | 前事業 年度末 | 当事業年度 増加 | 当事業年度 減少 | 当事業年度 末 | |
| ストック・オプションとして の新株予約権 | | | | | | 10,260 |
| 合計 | | | | | | 10,260 |

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自平成21年3月1日至平成22年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 前事業年度末株式 数(株) | 当事業年度増加株 式数(株) | 当事業年度減少株 式数(株) | 当事業年度末株式 数(株) |
|---------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式(注) | 16,364 | 6 | | 16,370 |
| 合計 | 16,364 | 6 | | 16,370 |

(注)普通株式の増加は新株予約権の権利行使に伴う新株の発行による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 内訳 | 新株予約権の 目的となる株 式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当事業年度 末残高 (千円) |
|-------------------------|--------------------------|--------------------|-------------|-------------|------------|----------------------|
| | | 前事業 年度末 | 当事業年度 増加 | 当事業年度 減少 | 当事業年度 末 | |
| ストック・オプションとして の新株予約権 | | | | | | 11,719 |
| 合計 | | | | | | 11,719 |

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

| 前事業年度 (自 平成20年3月1日 至 平成21年2月28日) | 当事業年度 (自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日) |
|--|--|
| 1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年2月28日現在) (千円) | 1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年2月28日現在) (千円) |
| 現金及び預金勘定 817,881 | 現金及び預金勘定 896,460 |
| 現金及び現金同等物 817,881 | 現金及び現金同等物 896,460 |
| 2. | 2. 事業の譲受けにより増加した資産及び負債 平成22年1月1日付けでCMS・EC事業の譲受けをいたしました。当該事業の取得価額である13,000千円と同額をのれんとして資産に計上いたしました。 |

(リース取引関係)

| 前事業年度 (自 平成20年3月1日 至 平成21年2月28日) | 当事業年度 (自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日) |
|--|---|
| リース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 内容の重要性が乏しく、契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため財務諸表等規則第8条の6第6項の規定により記載を省略しております。 | リース取引については、いずれも事業内容に照らして重要性が乏しく、また、リース契約1件当たりの金額が少額なため、記載を省略しております。 |

(有価証券関係)

前事業年度(平成21年2月28日)

当社は、有価証券を所有しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(平成22年2月28日)

当社は、有価証券を所有しておりませんので、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成20年3月1日 至 平成21年2月28日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成20年3月1日 至 平成21年2月28日)

当社は、退職金制度を採用していないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日)

当社は、退職金制度を採用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自平成20年3月1日至平成21年2月28日)

1. 当事業年度における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 5,213千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1)ストック・オプションの内容

| | 平成17年 ストック・オプション | 平成18年 ストック・オプション | 平成19年 ストック・オプション |
|---------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 付与対象者の区分及び数 | 当社取締役 1名 当社従業員 29名 | 当社取締役 2名 当社従業員 32名 | 当社取締役 2名 当社従業員 15名 |
| ストック・オプション数 (注)1 | 普通株式 174株 | 普通株式 112株 | 普通株式 64株 |
| 付与日 | 平成17年5月30日 | 平成18年5月29日 | 平成19年6月15日 |
| 権利確定条件 | (注)2 | (注)2 | (注)3 |
| 対象勤務期間 | 自平成17年5月30日 至平成21年5月29日 | 自平成18年5月29日 至平成22年5月28日 | 自平成19年6月15日 至平成21年6月14日 |
| 権利行使期間 | 自平成21年5月30日 至平成26年5月29日 | 自平成22年5月29日 至平成27年5月28日 | 自平成21年6月15日 至平成22年6月14日 |

| | 平成20年 ストック・オプション |
|---------------------|---------------------------|
| 付与対象者の区分及び数 | 当社取締役 3名 |
| ストック・オプション数 (注)1 | 普通株式 50株 |
| 付与日 | 平成20年7月1日 |
| 権利確定条件 | (注)3 |
| 対象勤務期間 | 自平成20年7月1日 至平成22年6月30日 |
| 権利行使期間 | 自平成22年7月1日 至平成23年6月30日 |

- (注)1. 平成18年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行ったことに伴い平成17年ストック・オプション数及び平成18年ストック・オプション数は分割後の数値によっております。
2. (1)新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を保有している場合に限り、
- (2)新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができません。
- (3)新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要します。
- (4)その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。
3. (1)新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要します。但し、特別な理由のある場合はこの限りではありません。
- (2)本新株予約権の一部行使を行うことはできません。
- (3)新株予約権者が法令または当社の諸規則に違反した場合は、新株予約権者は本新株予約権を行使することができません。
- (4)新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、本新株予約権を行使することができません。
- (5)その他の行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当に関する契約に定めるところによります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況
ストック・オプションの数

| | 平成17年 ストック・オプション | 平成18年 ストック・オプション | 平成19年 ストック・オプション | 平成20年 ストック・オプション |
|-----------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 権利確定前 (株) | | | | |
| 前事業年度末 | 84 | 60 | 64 | - |
| 付与 | - | - | - | 50 |
| 分割 | - | - | - | - |
| 失効 | 26 | 24 | 18 | - |
| 権利確定 | - | - | - | - |
| 未確定残 | 58 | 36 | 46 | 50 |
| 権利確定後 (株) | | | | |
| 前事業年度末 | - | - | - | - |
| 権利確定 | - | - | - | - |
| 権利行使 | - | - | - | - |
| 失効 | - | - | - | - |
| 未行使残 | - | - | - | - |

単価情報

| | | 平成17年 ストック・オプション | 平成18年 ストック・オプション | 平成19年 ストック・オプション |
|-------------------|--|---------------------|---------------------|---------------------|
| 権利行使価格(注) (円) | | 13,500 | 24,000 | 361,566 |
| 行使時平均株価 (円) | | - | - | - |
| 公正な評価単価 (付与日) (円) | | - | - | 219,043 |

| | | 平成20年 ストック・オプション |
|-------------------|--|---------------------|
| 権利行使価格(注) (円) | | 198,048 |
| 行使時平均株価 (円) | | - |
| 公正な評価単価 (付与日) (円) | | 107,792 |

(注) 平成18年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行ったことに伴い平成17年ストック・オプション及び平成18年ストック・オプションの権利行使価格は分割後の数値によっております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された平成20年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
(2) 主な基礎数値及び見積方法

| | 平成20年ストック・オプション |
|-------------|-----------------|
| 株価変動性(注)1. | 99.3% |
| 予想残存期間(注)2. | 2年6ヶ月 |
| 予想配当(注)3. | 0円/株 |
| 無リスク利率(注)4. | 0.88% |

(注)1. 当社は上場後の日が浅く、予想残存期間に対応する株価変動性を見積ることが出来ないため、「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に基づき、当社と類似する企業に関する株価変動性を見積りを加重平均することにより不足する情報量を補っております。

なお、株価変動性を見積りに使用した株価実績は以下の期間に係るものであります。

類似企業 平成18年1月3日から平成20年7月1日

(注)2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

(注)3. 平成20年2月期の配当実績によっております。

(注)4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. 事業年度末日におけるストック・オプションの本源的価値の合計額 2,430千円

当事業年度（自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日）

1. 当事業年度における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 4,087千円
2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額
新株予約権戻入益 2,628千円

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

| | 平成17年 ストック・オプション | 平成18年 ストック・オプション | 平成19年 ストック・オプション |
|---------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 付与対象者の区分及び数 | 当社取締役 1名 当社従業員 29名 | 当社取締役 2名 当社従業員 32名 | 当社取締役 2名 当社従業員 15名 |
| ストック・オプション数 (注)1 | 普通株式 174株 | 普通株式 112株 | 普通株式 64株 |
| 付与日 | 平成17年5月30日 | 平成18年5月29日 | 平成19年6月15日 |
| 権利確定条件 | (注)2 | (注)2 | (注)3 |
| 対象勤務期間 | 自 平成17年5月30日 至 平成21年5月29日 | 自 平成18年5月29日 至 平成22年5月28日 | 自 平成19年6月15日 至 平成21年6月14日 |
| 権利行使期間 | 自 平成21年5月30日 至 平成26年5月29日 | 自 平成22年5月29日 至 平成27年5月28日 | 自 平成21年6月15日 至 平成22年6月14日 |

| | 平成20年 ストック・オプション |
|---------------------|-----------------------------|
| 付与対象者の区分及び数 | 当社取締役 3名 |
| ストック・オプション数 (注)1 | 普通株式 50株 |
| 付与日 | 平成20年7月1日 |
| 権利確定条件 | (注)3 |
| 対象勤務期間 | 自 平成20年7月1日 至 平成22年6月30日 |
| 権利行使期間 | 自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日 |

- (注)1. 平成18年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行ったことに伴い平成17年ストック・オプション数及び平成18年ストック・オプション数は分割後の数値によっております。
2. (1)新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を保有している場合に限り、
 - (2)新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができません。
 - (3)新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要します。
 - (4)その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。
 3. (1)新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要します。但し、特別な理由のある場合はこの限りではありません。
 - (2)本新株予約権の一部行使を行うことはできません。
 - (3)新株予約権者が法令または当社の諸規則に違反した場合は、新株予約権者は本新株予約権を行使することができません。
 - (4)新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、本新株予約権を行使することができません。
 - (5)その他の行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当に関する契約に定めるところによります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

| | 平成17年 ストック・オプション | 平成18年 ストック・オプション | 平成19年 ストック・オプション | 平成20年 ストック・オプション |
|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 権利確定前 (株) | | | | |

| | 平成17年 ストック・オプション | 平成18年 ストック・オプション | 平成19年 ストック・オプション | 平成20年 ストック・オプション |
|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 前事業年度末 | 58 | 36 | 46 | 50 |
| 付与 | - | - | - | - |
| 分割 | - | - | - | - |
| 失効 | - | 4 | 1 | - |
| 権利確定 | 58 | - | 45 | - |
| 未確定残 | - | 32 | - | 50 |
| 権利確定後 (株) | | | | |
| 前事業年度末 | - | - | - | - |
| 権利確定 | 58 | - | 45 | - |
| 権利行使 | 6 | - | - | - |
| 失効 | - | - | 12 | - |
| 未行使残 | 52 | - | 33 | - |

単価情報

| | 平成17年 ストック・オプション | 平成18年 ストック・オプション | 平成19年 ストック・オプション |
|-------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 権利行使価格(注) (円) | 13,500 | 24,000 | 361,566 |
| 行使時平均株価 (円) | 91,933 | - | - |
| 公正な評価単価 (付与日) (円) | - | - | 219,043 |

| | 平成20年 ストック・オプション |
|-------------------|---------------------|
| 権利行使価格(注) (円) | 198,048 |
| 行使時平均株価 (円) | - |
| 公正な評価単価 (付与日) (円) | 107,792 |

(注) 平成18年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行ったことに伴い平成17年ストック・オプション及び平成18年ストック・オプションの権利行使価格は分割後の数値によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の見積は困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. 事業年度末日におけるストック・オプションの本源的価値の合計額 1,920千円

(税効果会計関係)

| 前事業年度 (自 平成20年3月1日 至 平成21年2月28日) | 当事業年度 (自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---------|----------|-------|-----------|---------|------------|---------|----------|---------|---------|----------|-----------|----------|---------|----------|-------------------|-------|--|---------|---------|----------|-------|-----------|---------|------------|---------|----------|---------|---------|----------|-----------|---------|---------|---------|-------------------|---------|
| <p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">未払事業税否認</td> <td style="text-align: right;">5,044千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業所税否認</td> <td style="text-align: right;">441千円</td> </tr> <tr> <td>未払社会保険料否認</td> <td style="text-align: right;">1,691千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入超過額</td> <td style="text-align: right;">1,166千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費超過額</td> <td style="text-align: right;">2,339千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">10,684千円</td> </tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">プログラム等準備金</td> <td style="text-align: right;">11,582千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債計</td> <td style="text-align: right;">11,582千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産 (負債) の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">897千円</td> </tr> </table> | 未払事業税否認 | 5,044千円 | 未払事業所税否認 | 441千円 | 未払社会保険料否認 | 1,691千円 | 貸倒引当金繰入超過額 | 1,166千円 | 減価償却費超過額 | 2,339千円 | 繰延税金資産計 | 10,684千円 | プログラム等準備金 | 11,582千円 | 繰延税金負債計 | 11,582千円 | 繰延税金資産 (負債) の純額 | 897千円 | <p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">未払事業税否認</td> <td style="text-align: right;">4,499千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業所税否認</td> <td style="text-align: right;">827千円</td> </tr> <tr> <td>未払社会保険料否認</td> <td style="text-align: right;">2,345千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入超過額</td> <td style="text-align: right;">1,403千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費超過額</td> <td style="text-align: right;">3,553千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">12,630千円</td> </tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">プログラム等準備金</td> <td style="text-align: right;">7,261千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債計</td> <td style="text-align: right;">7,261千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産 (負債) の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">5,368千円</td> </tr> </table> | 未払事業税否認 | 4,499千円 | 未払事業所税否認 | 827千円 | 未払社会保険料否認 | 2,345千円 | 貸倒引当金繰入超過額 | 1,403千円 | 減価償却費超過額 | 3,553千円 | 繰延税金資産計 | 12,630千円 | プログラム等準備金 | 7,261千円 | 繰延税金負債計 | 7,261千円 | 繰延税金資産 (負債) の純額 | 5,368千円 |
| 未払事業税否認 | 5,044千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未払事業所税否認 | 441千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未払社会保険料否認 | 1,691千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 貸倒引当金繰入超過額 | 1,166千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却費超過額 | 2,339千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産計 | 10,684千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| プログラム等準備金 | 11,582千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金負債計 | 11,582千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産 (負債) の純額 | 897千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未払事業税否認 | 4,499千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未払事業所税否認 | 827千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未払社会保険料否認 | 2,345千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 貸倒引当金繰入超過額 | 1,403千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却費超過額 | 3,553千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産計 | 12,630千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| プログラム等準備金 | 7,261千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金負債計 | 7,261千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産 (負債) の純額 | 5,368千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p style="padding-left: 20px;">法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。</p> | <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p style="text-align: center;">同左</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(持分法損益等)

前事業年度 (自 平成20年3月1日 至 平成21年2月28日)

当社は、関連会社を有していないため、該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日)

当社は、関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

| 前事業年度 (自 平成20年3月1日 至 平成21年2月28日) | 当事業年度 (自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日) |
|--|--|
| | <p>平成21年12月14日開催の取締役会において、株式会社ハイデザインズの一部事業であるCMS・EC事業を譲受けることを決議し、同日付で事業譲渡契約を締結いたしました。また、事業譲渡契約に基づき、平成22年1月1日に事業を譲受けております。</p> <p>1. 事業譲受の目的 当社がさらにシェアを拡大し、アカウント及び収益の拡大を図るために、アパレル分野に特化したEC構築プラットフォームの販売・運営ノウハウ、ソフトウェア、実績を持つ株式会社ハイデザインズから当事業を譲受けることを決定いたしました。</p> <p>2. 譲受ける相手会社の名称等 名 称：株式会社ハイデザインズ 所在地：東京都世田谷区三軒茶屋2丁目36番1号 代表者：代表取締役 村上 英夫 資本金：5,000千円</p> <p>3. 譲受ける事業の内容 譲受けるCMS・EC事業「Douce」は、ECショップやブランドサイトの構築・運営のための、アパレル分野に特化したプラットフォームを提供する事業です。</p> <p>4. 譲受時期 平成22年1月1日</p> <p>5. 財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間 平成22年1月1日から平成22年2月28日</p> <p>6. 譲受け価額及び決済方法 譲受け価額は13,000千円であり、決済方法は現金であります。</p> <p>7. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間 (1)のれんの金額 13,000千円 (2)発生原因 今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。 (3)償却方法及び償却期間 のれんについては5年間の定額法によっております。</p> <p>8. 事業譲受日に受け入れた資産の価格 固定資産(のれん) 13,000千円</p> <p>9. 事業譲受が事業年度開始の日に完了したと仮定した場合の当事業年度の損益計算書に及ぼす影響の概算額 金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。</p> |

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成20年3月1日 至 平成21年2月28日）

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金又は出資金（千円） | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合（%） | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---------------------------|-----------------|--------|--------------|--------------------------------|-------------------|--------|--------|-------|----------|-----|----------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 役員及びその近親者が議決権の過半数を有している会社 | 株式会社マーケティング・ボイス | 東京都新宿区 | 10,000 | インターネットビジネスの企画・製作・コンサルティング、その他 | (所有) 直接 0.1% | - | 営業上の取引 | 売上 | 1,558 | 売掛金 | 135 |

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 株式会社マーケティング・ボイスは、当社取締役鶴本浩司がその議決権の100%を有しております。
3. 取引条件及び取引条件の決定方法等は、他の取引先と同一であります。

当事業年度（自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日）

該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）を適用しております。

これにより、前事業年度において開示対象であった取引については、重要性の判断基準により開示対象外となっております。

(1株当たり情報)

| 前事業年度 (自 平成20年3月1日 至 平成21年2月28日) | | 当事業年度 (自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日) | |
|--|------------|--|------------|
| 1株当たり純資産額 | 54,219.00円 | 1株当たり純資産額 | 63,166.10円 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 8,924.93円 | 1株当たり当期純利益金額 | 8,963.67円 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | 8,880.97円 | 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | 8,930.93円 |

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度末 (平成21年2月28日) | 当事業年度末 (平成22年2月28日) |
|-------------------------------------|------------------------|------------------------|
| 純資産の部の合計額（千円） | 897,500 | 1,045,748 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額 (千円) | 10,260 | 11,719 |
| (うち新株予約権) | (10,260) | (11,719) |
| 普通株式に係る期末の純資産額（千円） | 887,239 | 1,034,029 |
| 1株当たりの純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数（株） | 16,364 | 16,370 |

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成20年 3月 1日 至 平成21年 2月28日) | 当事業年度 (自 平成21年 3月 1日 至 平成22年 2月28日) |
|---|---|---|
| 1株当たり当期純利益 | | |
| 当期純利益 (千円) | 146,047 | 146,708 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | | |
| 普通株式に係る当期純利益(千円) | 146,047 | 146,708 |
| 期中平均株式数 (株) | 16,364 | 16,367 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | | |
| 当期純利益調整額 (千円) | | |
| 普通株式増加数 (株) | 81 | 60 |
| (うち新株予約権) | (81) | (60) |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要 | (新株予約権) 株主総会決議 平成19年 5月30日 (新株予約権 46個) 株主総会決議 平成20年 5月29日 (新株予約権 50個) | (新株予約権) 株主総会決議 平成19年 5月30日 (新株予約権 33個) 株主総会決議 平成20年 5月29日 (新株予約権 50個) |

(重要な後発事象)

| 前事業年度 (自 平成20年 3月 1日 至 平成21年 2月28日) | 当事業年度 (自 平成21年 3月 1日 至 平成22年 2月28日) |
|---|---|
| | |

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

| 資産の種類 | 前期末残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (千円) | 当期末残高 (千円) | 当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円) | 当期償却額 (千円) | 差引当期末残高 (千円) |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------------------|---------------|-----------------|
| 有形固定資産 | | | | | | | |
| 建物 | 34,930 | 21,990 | - | 56,920 | 18,245 | 7,977 | 38,674 |
| 工具、器具及び備品 | 39,133 | 6,990 | 1,337 | 44,786 | 33,380 | 6,553 | 11,405 |
| 有形固定資産計 | 74,063 | 28,980 | - | 101,706 | 51,626 | 14,530 | 50,079 |
| 無形固定資産 | | | | | | | |
| のれん | - | 13,000 | - | 13,000 | 433 | 433 | 12,566 |
| 商標権 | 1,739 | - | - | 1,739 | 694 | 173 | 1,045 |
| ソフトウェア | 8,339 | 18,182 | - | 26,521 | 7,746 | 3,489 | 18,775 |
| ソフトウェア仮勘定 | - | 28,720 | 17,518 | 11,202 | - | - | 11,202 |
| 無形固定資産計 | 10,078 | 59,903 | 17,518 | 52,464 | 8,873 | 4,096 | 43,590 |
| 長期前払費用 | 202 | - | 202 | - | - | - | - |

(注) 1. 当期増加額のうち、主な内容は次のとおりであります。

建物 オフィス改装工事 21,990千円
 工具、器具及び備品 提供用サーバー等 6,990千円
 のれん EC事業譲受 13,000千円
 ソフトウェア サービス提供用ソフトウェアのバージョンアップ 17,518千円
 ソフトウェア仮勘定 開発中のサービス提供用ソフトウェア 28,720千円

2. 当期減少額のうち、主な内容は次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定 ソフトウェア勘定への振替 17,518千円

3. 長期前払費用は、減価償却資産と性格が異なる期間配分に係るものであるため、償却累計額及び当期償却額の算定には含めておりません。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

| 区分 | 前期末残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (目的使用) (千円) | 当期減少額 (その他) (千円) | 当期末残高 (千円) |
|-------|---------------|---------------|-------------------------|------------------------|---------------|
| 貸倒引当金 | 3,542 | 2,149 | - | 1,514 | 4,178 |

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替による戻し入れであります。

(2)【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

| 区分 | 金額(千円) |
|------|---------|
| 現金 | 79 |
| 預金 | 896,381 |
| 普通預金 | 896,381 |
| 合計 | 896,460 |

売掛金

()相手先別内訳

| 相手先 | 金額(千円) |
|-------------------|---------|
| トランス・コスモス株式会社 | 3,591 |
| 株式会社マイクロウェーブ | 2,903 |
| 株式会社グラス | 2,696 |
| 株式会社日本サブライズ社 | 2,562 |
| 株式会社ニコンイメージングジャパン | 2,215 |
| その他 | 153,358 |
| 合計 | 167,326 |

()売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

| 前期繰越高 (千円) | 当期発生高 (千円) | 当期回収高 (千円) | 次期繰越高 (千円) | 回収率(%) | 滞留期間(日) |
|---------------|---------------|---------------|---------------|------------------------------------|------------------------------|
| (A) | (B) | (C) | (D) | $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$ | (A) + (D) 2 (B) 365 |
| 145,409 | 1,197,773 | 1,175,856 | 167,326 | 87.5 | 47.7 |

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

仕掛品

| 品目 | 金額(千円) |
|------------|--------|
| スパイラルの導入作業 | 1,618 |
| 合計 | 1,618 |

未払費用

| 区分 | 金額(千円) |
|-------|--------|
| 未払賞与 | 49,075 |
| 社会保険料 | 14,481 |
| その他 | 1,217 |
| 合計 | 64,774 |

未払法人税等

| 区分 | 金額(千円) |
|-------|--------|
| 未払法人税 | 36,018 |
| 未払住民税 | 7,896 |
| 未払事業税 | 11,059 |
| 合計 | 54,973 |

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報

| | 第1四半期 自平成21年3月1日 至平成21年5月31日 | 第2四半期 自平成21年6月1日 至平成21年8月31日 | 第3四半期 自平成21年9月1日 至平成21年11月30日 | 第4四半期 自平成21年12月1日 至平成22年2月28日 |
|----------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 売上高(千円) | 276,339 | 277,281 | 284,892 | 302,223 |
| 税引前四半期純利益金額 (千円) | 56,855 | 59,988 | 62,298 | 70,751 |
| 四半期純利益金額 (千円) | 32,379 | 35,363 | 36,420 | 42,545 |
| 1株当たり四半期純利益金 額(円) | 1,978.71 | 2,160.77 | 2,225.08 | 2,599.00 |

第6【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|---|---|
| 事業年度 | 3月1日から2月末日まで |
| 定時株主総会 | 5月中 |
| 基準日 | 2月末日 |
| 剰余金の配当の基準日 | 2月末日、8月末日 |
| 1単元の株式数 | |
| 単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料 | |
| 公告掲載方法 | 電子公告の方法により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告の方法による ことができない場合には、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当社ホームページに記載しており、そのアドレスは以 下のとおりであります。 http://www.pi-pe.co.jp/ |
| 株主に対する特典 | 該当事項はありません。 |

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第9期）（自 平成20年3月1日 至 平成21年2月28日）
平成21年5月28日関東財務局長に提出。

(2) 四半期報告書及び確認書

第10期第1四半期（自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日）
平成21年7月14日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第10期第2四半期（自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日）
平成21年10月14日関東財務局長に提出。

(4) 四半期報告書及び確認書

第10期第3四半期（自 平成21年9月1日 至 平成21年11月30日）
平成22年1月14日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成21年5月28日

株式会社パイプドビッツ
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 渡邊 宣 昭 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 杉 山 正 樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社パイプドビッツの平成20年3月1日から平成21年2月28日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パイプドビッツの平成21年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年5月28日

株式会社パイブドビッツ
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 渡邊宣昭 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 杉山正樹 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社パイブドビッツの平成21年3月1日から平成22年2月28日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パイブドビッツの平成22年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社パイブドビッツの平成22年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社パイブドビッツが平成22年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。